

予算審査特別委員会

平成15年3月 7日

午前9時00分 開会

於 斑鳩町第一会議室

議 長

小 野 隆 雄

委 員 長

森 河 昌 之

副 委 員 長

浅 井 正 八

出 席 委 員

松 田 正

里 川 宜志子

中 川 靖 広

喜 多 郁 子

理 事 者 出 席

町長

小 城 利 重

助役

芳 村 是

収入役

中 野 秀 樹

教育長

栗 本 裕 美

総務部長

植 村 哲 男

総務課長

西 本 喜 一

総務課参事

吉 田 昌 敬

企画財政課長

池 田 善 紀

企画財政課参事

野 口 英 治

税務課長

植 嶋 滋 継

住民生活部長

中 井 克 己

福祉課長

野 崎 一 也

健康推進課長

西 田 哲 也

環境対策課長

清 水 孝 悦

住民課長

西 谷 桂 子

都市建設部長

鍵 田 徳 光

建設課長

堤 和 雄

観光産業課長

杉 本 正 二

都市整備課長

藤 本 宗 司

教委総務課長

清 水 建 也

生涯学習課長

水 田 美 文

上下水道部長

辻 善 次

上水道課長

御宮知 恒 夫

下水道課長

田 口 好 夫

監査委員書記

藤 原 伸 宏

会計室長

阪 野 輝 男

議会議務局職員

議会議務局長

浦 口 隆

係長

上 埜 幸 弘

(午前9時00分 再開)

○森河委員長 おはようございます。きのうに続きまして、教育費についての説明は終わっておりますので、それに対する質疑をお受けいたします。質問のある方はどうぞ。

それまでに、まず皆さんに申し上げておきます。きのう、中川委員の質問の中で、町営住宅の面積ということが出ておりました。それが先に建設課長の方から報告させていただきます。

堤課長。

○堤建設課長 住宅管理費の中で、解体する面積ということでありましたので、面積につきましては延べ面積で、1,130平方メートルです。

以上です。

○森河委員長 中川委員。

○中川委員 済みません。きのう坪で言うてましたんで。

○森河委員長 堤課長。

○堤建設課長 341坪でございます。

○森河委員長 よろしいですか。中川委員。

○中川委員 これは予算ということで、工事の予定価格という認識でよろしいのでしょうか。1,300万円は。予定価格、公表しやりますやろうけど。

○森河委員長 堤課長。

○堤建設課長 今のは見積もりの中の段階ですので、委員が申されているように、その発注する時期につきましては、精査をもう一度いたしまして、確認いたしまして、また工事費については予定価格の公表ということになります。

○森河委員長 中川委員。

○中川委員 約4万円切れますけど、4万円近うなってるんでね、木造の平屋建てやったら、一般的にももっと低価格でできると思いますので、そこら考慮してもらって、やってください。

○森河委員長 ありがとうございます。これから教育費に対する質疑をお受けいたします。質問のある方はどうぞ。

里川委員さん。

○里川委員 予算書の152ページの方ですね。町費講師賃金で上げていただいているのにつきましては、町費講師の件だと思います。私も含めまして、多くの議員の皆さん

に講師の採用については積極的にしてほしいという意見が今までからあったと思うんですが、15年度につきましては、この町費講師について、どのような配分で予算編成をされたのか、確認をさせていただきたいと思います。

○森河委員長 清水課長。

○清水教委総務課長 15年度の予算には、委員がおっしゃいましたように、152ページの第7節、賃金に説明として1,835万円計上いたしておりますけども、内訳といたしましては、小学校が4名、中学校が4名となっております。以上です。

○森河委員長 里川委員さん。

○里川委員 4名、4名という数についてはわかりましたが、その考え方ですね。小学校に4置く、中学校に4置くという考え方もあわせてお聞きしておきたいと思います。

○森河委員長 教育委員会の清水課長。

○清水教委総務課長 考え方ということでございますけども、例年どおり、小学校、中学校におきまして、特に小学校におきましては障害児学級の補充等を考えています。中学校におきましては、どうしても教師の人事異動の関係でどうしても不足となります科目の補充という形で入れていきたいというように考えています。

○森河委員長 里川委員さん。

○里川委員 わかりました。その内訳の考え方としてはわかりました。今、私たちはゆとりのある教育ということで、40人学級を今のところ堅持ということになってはいますが、30人学級を実現したいということを常々思っているわけなんですけれども、とりわけ小学校1年生、そしてまた、前に出てきました保護者の皆さんから要望が出ました中学3年生、この学年につきましては特に小学校1年生というのは個人の能力差とか発達度というのに大きく開きがあるところへもってきての集団での学習をやっていくということについて。そしてまた中学3年生になりましたら個々のいろんな状況を見る中での進路決定、こういうところについては非常に私、できるだけ丁寧に対応させていただきたいということでは少ない人数での学級編成というのを望んでるわけなんですけれども、一遍に全学年をそういうことが無理であれば、そういった特定の小学校1年生、中学校3年生という大変な学年などだけでも、ゆとりのある学級編成という考え方ができないものかというふうには思っているんですが、教育委員会としての見解をお聞きしたいと思います。

○森河委員長 教育長。

○栗本教育長 おっしゃるようにゆとり教育というのは大事だというふうに思っています。今、県のくくりとしても定数については40人ということについては変わりはありません。その中で、今少人数学級ということで、少ない数、生徒数で基礎・基本をしっかり教えるというようなことで実施いたしております。現在、少人数学級の補充として、各学校1名、そして斑鳩小学校だけ1名増員という2名に配置されております。そういった先生方を活用しながら、少人数学級の中でしっかりと取り組みをしていきたいというふうに考えています。

○森河委員長 里川委員さん。

○里川委員 一遍に、なかなかいかないとは思いますが、今、不登校の問題であるとか、いろんな中で、中学3年生の子どもさんを持たれている親御さんの中で、進路についても非常にご心配になってる、これはこれまでも私いろいろ言ってきた経過もありますけれども、再度15年度に向けまして、そういった不登校の子どもさん、そして中学3年生から今度新たに進路を決定するときに、中学校の方でも十分な対応をしていただきたいということを重ねてお願いしておきたいと思います。

それで、引き続きまして155ページにありますスクールカウンセラー事業費を上げていただいていると思うんですが、ここで本年度は心の教室相談員を上げていただきまして、教育長の説明の中には、斑中でこれまでどおりスクールカウンセラーを置くというふうに説明していただけたと思うんですが、これは県が配置するんやということで、説明があったと思うんですが、この心の教室相談員の担当していただける方について、どのような方にしていただくのかということと、斑鳩中のスクールカウンセラーですね、私も臨床心理士の資格をお持ちになったいい先生に来ていただけたということも存じ上げてますので、15年度、このスクールカウンセラーについても担当していただくのは、どうなるのかということをお聞きしておきたいと思うんです。

○森河委員長 清水課長。

○清水教委総務課長 まず斑鳩中学校にはスクールカウンセラーを、南中学校には心の教室相談員を配置するにつきましては、14年度と同じでございます。まず、斑鳩中学校のカウンセラーでございますけれども、14年度と同様、臨床心理士の資格を持った方、現在2名来ていただけてますけれども、同じように来ていただくつもりでおります。南中学校の心の教室相談員の担当の不足ということなんですけれども、これにつきましては、公募等で募集しながら面接を行いながら、適性を判断しながら採用していきたいと

いうふうに考えております。

○森河委員長 里川委員さん。

○里川委員 斑中のスクールカウンセラー2名の先生ですね、引き続いてということですが、先生自体はかわるのか、かわらないのか、予定として。どんな状況なのかというのを聞いておきたいと思います。

○森河委員長 教委課長。

○清水教委総務課長 昨年度も里川委員さんから同じように質問を受けたと思うんですけども、町といたしましては、できるだけ同じ先生に来ていただきたいということは要望していききたいと思います。ところが、13年度と14年度につきましては2名のうち、1名変更になりましたけれども、できるだけ同じ先生に来ていただくようお願いしていくつもりでございます。

○森河委員長 里川委員さん。

○里川委員 それは当然のことやと思うんですね。今まで相談に乗ってきかっことを継続してやっていただく、事情がよくわかっていただいている中で、生徒の変化なんかも見ながら、対応していただけることが最も望ましいと思いますので、その努力はぜひともしていただきたいというふうに考えます。

それと、学校関係につきまして159ページに、これは小学校費にかかわってあります要保護・準要保護なんですけど、これは中学校費の中にも出てくると思うんです。今の世相を反映していると思うんですが、この要保護・準要保護の関係につきましては、年々ふえてきていると思うんですね。斑鳩町でもこういうふうに金額の方は出していただいてると思うんですが、これが全体の生徒さんから見て、どの程度の数になっているのかということも私としてはちょっと理解をしておきたいなと思います。

それとともに、国の方の予算、例えば13年度を見ましたときに、私この資料を見たときに、国はこれは予算措置をしたときに、要保護の生徒については全体の0.7%を見越して予算をする。準要保護については全体の3.8%を見込んで予算措置をします。国はそういう予算措置をした中で、予算の範囲内で各市町村に補助をするということで、これは就学援助については法律がありまして、その中で言われているのはその予算の範囲内で市町村の2分の1を補助するというふうに明記されていると思うんですが、実態としては2分の1の補助にはなっていないのであろうというふうに思っているわけなんです。2分の1の補助になっていない状況の中で、それでも斑鳩町どんだけ頑張ってく

れてはるのかなということが、私もちょっと気になったものですからね。全体の生徒に対してそういう要保護、準要保護の児童生徒さんがどの程度おられるのか、そしてまた、国庫補助が斑鳩町についてはどうなっているのか、15年度について、どのような見込み、ある程度の見込みを立てられておるのかということをお聞かせいただいております。

○森河委員長 教育委員会総務課長。

○清水教委総務課長 今3点ほどご質問いただきましたけども、一番最初の質問につきましては、全児童生徒に対する要保護と準要保護の比率ということと理解いたしまして、それにつきましては要保護と準要保護は別々で報告させていただきますけれども、まず、小学校では要保護の児童の全児童に対する割合は0.72%、これは14年の12月末日現在における数字でございますけども、もう一度申し上げますと、要保護での小学校での全児童に占める割合は0.72%。

同じく小学校の準要保護の児童の全児童に占める割合は、6.9%。要保護と準要保護を合計いたしますと、7.62%という形になります。

中学校におきましては、まず要保護でございますけれども、要保護の生徒が全生徒に占める割合は0.25%でございます。準要保護の場合は9.02%。合計いたしますと、9.28%となります。

ちなみに斑鳩小・中学校全児童生徒で申し上げますと、要保護につきましては0.57%。準要保護につきましては7.58%。その合計は8.15%となります。

続きまして、国の予算措置につきましては、今委員さんがおっしゃいましたように、予算の範囲内という形で法律3つが絡んでくるんですけども、例えば就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律でありますとか、学校保健法でありますとか、学校給食法という形で法律を定めておりまして、それぞれにつきまして、今さっき委員さんがおっしゃいましたように、予算の範囲内という形になっております。

13年度の決算ベースで申し上げますと、その配分につきましては、決算の委員会でも報告申し上げたかもわかりませんが、2分の1の補助というのが、13年度決算数値におきましては、小学校においては約29%、中学校においては30%、合計でも約30%という形になってます。

続きまして、15年度予算における予算措置についてのことでございますけども、町

といたしましては当然こういった援助費等につきましては、その2分の1の合計どおり、国の方から支給されるものが当然というふうに考えておりますので、予算措置といたしましては、歳出に対する歳入の割合は2分の1で組みさせていただきます。

しかしながら、先ほども申し上げましたように、事実上の国からの補助は30%前後という形になりますけれども、町といたしましてはその50%に満たない部分につきましても、町の単独の一般財源の持ち出しになりますけれども、就学困難な児童生徒に対する就学援助を行っているという状況でございます。

○森河委員長 里川委員さん。

○里川委員 丁寧に説明をしていただきました。今、課長が言われたとおりにまた努力していただきたいんですが、就学援助の生徒、受けておられる方から教育委員会の方にもいろいろな要望ですね、手紙のやり取りであるとか、そういったものの配慮をしてほしいことであるとかいうことを、いろいろ申し出が教育委員会の方にも声が届いてるはずなんです。そういったところも今後も内部で検討しながら、対応の方をしていっていただきたいと思います。

○森河委員長 喜多委員さん。

○喜多委員 151ページの教育委員会、この会は定例として毎月1回をされていると説明を受けましたが委員の方が4名おられます。あとの委員の構成というのはどういうふうになるのかですね。

それと以前に私、一般質問の中で教科書の採択について質問させていただいたんですが、そのときにちょっと教育委員の方にそういった採択についての斑鳩町としての会議というか、協議はしましたかといったら、全然しませんでしたというふうにおっしゃってたんで、教育委員会の中ではそういった問題を、毎月されるのかちょっと私どもにはわからないんですが、教科書採択というようなことについては審議等はされないんだろうかというちょっと疑問がありましたので、お尋ねをしておきたいと思います。

それとあと1点ですが、外国青年の招致のあれで、英語の先生、外国から来ていただいているんですけども、小学校、中学校における公民館等で英語教室をされるという、どういう形で英語研究をされていくのかなというふうに思いましたので、このなるべく具体的な内容をお聞かせいただきたいのと、それから以前、中学生を対象にしました海外の研修ということで、ニュージーランドへ派遣していた生徒が取りやめになって、今いないわけなんですけど、ことしの青年のつどいですか、成人式に女性の二十歳の方がニ

ュージーランドへ派遣された経験をもとにして、英語の魅力というか、そういったことに非常に関心、感銘を受けたということで、将来は自分も英語の先生になり、ことしは外国へ留学をして、より一層語学を深めていきたいというようなことを語っておられましたので、これは私はやはり海外派遣する成果の1つだというふうに、聞いておりましたが大変、お話聞かせていただいた中で感動したわけなんです、そういった生徒の人材育成にももちろんつながってきます。そういったことを取り上げられましたけれども、今後、そういったことにまた取り組む計画があるのか、どういうふうにしていくのか、その辺のところの教育委員会の考え方をお聞かせください。

○森河委員長 教育委員会課長。

○清水教委総務課長 4点ほどいただきましたけど、まず1点目の教育委員さんの構成についてのご質問でございます。

この151ページの第1節 報酬で145万円組ませていただいておりますけども、これは委員報酬4名分のものでございます。あと教育委員会は5人で構成しておりますけども、あとの1名は教育長という形になります。教育長の予算措置につきましては事務局費の給料の一般職給料の8人の中に含んでおります。

続きまして2つ目の教科書採択についての協議はなかったということでございますけども、委員さんどういふふうにお聞きいただいたのかちょっとわからないんですけども、当然教科書採択につきましては、どの教科書をどういう形で指定するということにつきましては、各市町村の教育委員会で最終的に決定するものでございます。当然斑鳩町におきましても、昨年13年度におきまして、そういった協議を行っていただいて最終的に決定していただいた経緯はございます。

次に3番目でございますけども、外国青年招致事業でございます。これにつきましては、154ページに予算措置をしておりますけども、基本的には中学校の英語の教科の助手として入っていただきます。これにつきましては週4日、月、火、水と金曜日という形で入っていただきまして、木曜日につきましては午前中は中央公民館に行っていたくという形で、あと午後につきましては各年間、幼稚園と小学校5校ございますけども、年間あたり1つの学校に2回は行っていただく計画でもって回っていております。その取り組みの考え方ですけども、あくまでも英語を話せるようになるといった段階までは十分できる時間でもございませんけども、当然海外から来た青年に直に接触することによって、海外の文化までは難しいかもわかりませんが、そういった英語に対す

るややもすればとっつきにくいという、英語に対するとっかかりというか、いう形のきっかけづくりみたいなものをつけていくという、外国人に慣れさせるという言い方はするのかわかりませんが、そういった形で入っていただいております。基本的には先ほど申しましたように、中学校の英語の授業におきます助手という形で入っていただいているのが実情でございます。

4点目でございますけども、中学生の海外派遣につきましては13年度から中止という形になっておりますけども、これにつきましては何回か町長なりいろいろご答弁しておるところでございますけども、小学生にかかわらず、町民全体を対象としたそういった国際交流を考えていってはどうかということで、今役場全体というか、企画構想でございますけども、そういった形で検討している間でございます、教育委員会としては単独で中学校、小学校の海外派遣については予算措置もしておりません。

以上です。

○森河委員長 喜多委員。

○喜多委員 教育委員会の教科書の採択について審議しなかったというのを確かに聞いたんです。どういう経路、内容でやるんですかというふうに、私が一般質問させていただくときに、そんなの知らんわと言われたんですよ。だからしないのかなと思って。いろいろ聞いたかったんですが、その方は知らないということだったので、それではですね、この定例会は公開でもいいんですか。それともマル秘でなさるんでしょうか。その辺。

○森河委員長 教育委員会清水課長。

○清水教委総務課長 定例の教育委員会につきましては原則公開しております。希望があれば傍聴していただきます。

○森河委員長 喜多委員。

○喜多委員 それと教育委員会としては、斑鳩町の教育についての全般を審議していただいて、進路を決めていただく内容で大変重要な位置にあるというふうに私は認識しているので、今後、そういったものについては周知されるように、知らんわではちょっと私も不安になりましたので、あえてここで申し上げたんですが。

それと外国青年の英語の先生なんですけども、週に4回中学校に行かれる、1校に週に4回、2校中学校がありますよね。そうすると週に4回というのは2校とも。中学校2つありますが。

それと木曜日は公民館、幼稚園とか小学校は年2回、英会話のとっかかり。大変忙しいかも知れませんが、意図はようわかるんです。映像で見る英語と生で聞くのと全然違いますので、それはいいとして、もう少し何回か行っていただけないのかなというふうに思ったので、もう一度、スケジュールとしてはいっぱいですか。

○森河委員長 教育委員会総務課長。

○清水教委総務課長 中学校の方でございますけども、月の前半は、例えば月を半分に分けて、前半は斑鳩中学校、後半は斑鳩南中学校という形で回らせていただきます。あと小学校と幼稚園につきましての年2回程度という、学期2回です。年6回です。申しわけないです。52週ございますけども、そのうち児童生徒が学校に来るのは35週程度でございますので、その間なるべく回っていけるような形では組ませていただきます。それが限度かなと考えております。

○森河委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 先ほどの教科書採択でございますが、これについては私が代表で、郡山、生駒郡の教科書採択の委員会に出しております。そうした中で前回から各それぞれの委員長さんにも出ていただく。そしてPTAの代表にも出ていただくということで、市はそれぞれ委員長さんとPTAの会長でございます。郡としては郡の代表として郡の教育委員会の代表者、委員長と会長さん。それから郡のPTAの代表は出ていただいて、その中で教科書の採択をさせていただいております。そして最後、各市町村でそれぞれの教科書を採択するというのでございますから、当然教育委員会の方でその採択地区の中で決まった、あるいは予定されたものについて、斑鳩町としてこの教科書でいいかどうかというこの協議はさせていただいて、そして最終決定して活用しているということでございます。そうした採択委員会の中のことについては、委員さんとしてはご理解いただけないかも知れませんが、そうした経緯、なぜこの教科書を採択するようになったのかということについては、委員会で報告させていただいて、決定していただいているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○森河委員長 松田委員さん。

○松田委員 一般質問で提起をして質問させてもらおうと思ってたんですけども、前回。それは地方分権の実効性を高めるということで、政府で奨励している行政特区の関係なんです。この関係について、県会でも一般質問で質問されて答弁がされている。その中で斑鳩町なども小・中学校の一貫教育ということなどについて検討してる段階だという

ふうな答弁がされていまして。したがってそのことにも現段階で尽きるのか、新聞報道されているぐらいの程度で尽きるのかなというふうに思うんですけども、現在、斑鳩町が考えられている行財政特区と、なかんづく教育関係について検討されているようですので、現段階で説明できる範囲について説明しておいてもらいたいというふうに思います。

○森河委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 今、松田委員の方から小・中一貫校について、県が提唱しているわけですが、それについて斑鳩町も検討しているということで、先日の県会で県の方から答弁いただいているわけですが。これにつきましても、斑鳩町としてどういう形でそのことについて対応できるのか、あるいはどういう対応がいいのかということについて、これから具体的に検討に入っていきたいというふうに思っています。まだ、どんな形でどういうふうになっていくということにはなっていないんですけども、まだまだ課題がたくさんありまして、例えばするとしたら県が提唱しています一貫校の9年の中で割り振りを5年と4年とに分けるとかというようなことは、県が言っているわけですが、そうした場合の教育課程の変更をどうするか、あるいは学校施設の問題がどう確保できるのかどうか。あるいは校区割をどうするのか等々、いろんならっと申し上げたようなこともございます。また、それ以外のこともたくさん課題、問題があるというふうに理解をいたしております。そうしたことを調査・研究をして整理していきたいということで、来年度15年度早い時期に実務者といいますか、教育委員会と学校の先生方を中心にした検討委員会を立ち上げて、そうした細部について検討していきたいというふうに考えております。

○森河委員長 松田委員さん。

○松田委員 確かに今、教育長が言われるように、聞こえとしては小・中学校の一貫教育ということやと思うんですけど、さて具体的に取り組むとなったら、一体どうなっていくのかなと。3小学校、2つの中学校があって、それがどう調整されていくのかなと。しかも県会で一般質問で言われた関係は、私は奈良新聞で見たんですけども、あれを見られた関係で、それぞれ子どもさんなんかをお持ちの保護者の皆さんも極めて関心が深いと思うんですよ。ですから、一体今後どうなっていくんやろなど。いつからこうなるのかなというふうな関係について、非常に関心が深いし、これからいろんな面で議会に出席する機会があったとしても聞かれると思うんですよ。そのときに漠然としたことを

言っているわけではいかにしようというふうに思うんです。そうするとやっぱり今言われているんですけど、立ち上げをいつごろやって、何が問題なのかということをやっと列挙して、こういうことについて議論をしていく。いつごろまでに一定の結論を出したいんやというふうなプログラムの関係をぜひとも早急に、今直ちにできないけども、早急に1つの起案としてでも結構ですから出していただいて、広く住民の議論が聴取できるように、あるいは考え方、意見なりが聴取できるようなことをぜひともしてほしいと。これはそう長い先の関係ではなく、来年ぐらいからそろそろなってくるかなというふうに思いますから。そうしますと、余り悠長にしてるわけにいかんのかなというふうに思うんです。そのために設備なんかも必要になるのかならないのかによって、我々自身の対応も必要になってくるだろうというふうに思いますから、そういう面について十分に配慮して、早期にその輪郭が明らかにできるような体制づくりをしてほしいということをお願いをしておきたいと思います。以上です。

○森河委員長 里川委員さん。

○里川委員 幼稚園費にかかわってなんですけど、これはちょっと住民の方からいろいろ要望を聞いてる件なんですけど、ここに載ってないことなんです。幼稚園のことで非常にチサンマンションなどができまして、かなり西の端の方の方々が、若い層の方ですね、来られて幼稚園などへも入らせたいと。あっちの西の方の方でコミュニティバスが走ってるけれども、あのバスを何とか朝、幼稚園の通園に利用させていただけないものかというような希望を持たれてる方の声をちょっと聞いてるわけなんです。そのことについて、どういう見解を出すことができるのかということ。

それと1つ、これは不確かなことなんです。私もはっきり本人から聞いたわけじゃないんですけど、転入をされて来られて、子どもさんが幼稚園に入られる年齢の方があって、校区は斑鳩幼稚園になりますが、教育委員会の方へ相談をされたところ、今、ちょっと幼稚園の方はいっぱいやということで断られたので、私立の幼稚園に行ったというような話が、これは直接確かめたわけではないんですけど、ちょっとそういう話をされてる状況があったんです。教育委員会としてそんな事実が本当にあったのかどうかというのを私もちょっと確認をさせていただきたいなというふうに思ってます。とりあえずそれをお願いします。

○森河委員長 町長。

○小城町長 1点目のチサンマンションができたから幼稚園へ行かれる子どもさんが多

いという関係のコミュニティバスですけども、幼稚園児は私はかなり変動があるもの、その年の関係の方々が仮に私学へ行かれる。問題は私学がすべて受け取ってくれたらいいですけども、多いから抽選するとかいうことになって、その子が当たって、この子が落ちたというふうに、手段を考えるという状況の判断をしていかなきゃいけないと。そういう関係からコミュニティバスをマンションまで入るということは当面考えられない問題だろうし、当然、西幼稚園へ行かれる方については西幼稚園、斑鳩幼稚園があるという形にして、やっぱりそういう公があるという関係から送迎をしていくというのは、道中での教育であるし、これは住民に理解をしていただかなかつたら、何もバスやバスやと、マイクロバスをやってくださいということでは私はないと思うし、それこそ親の関係等も踏まえた中で、ひとつそういうことを考えていただきたいと思っております。

○森河委員長 教育委員会清水課長。

○清水教委総務課長 2点目の転入者の方に対しまして、いっぱいだから断ったということでございますけども、現在の状況を考える中でも、窓口の対応の方法を普段から教育させていただく中でも、そういった事実があることは考えにくい、ないというふうにお答えしたいと思います。

○森河委員長 里川委員さん。

○里川委員 私もおかしな話だなと聞いてたんですけども、定員とのかかわりもあると思うんですけどね。町としては定員との関係の中で、定員までならいけると。定員を超えた場合にじゃあどうなのかということもありますので、そのことについても、さらに考え方を示していただきたいと思うんです。町長が答弁していただいたことに関しましては、それはなるほど一理ある話で、十分私らの方もできることなんですけれども、ただ雨が降る、そしてこの間から言うてますように、国道の状況が非常に悪い、なかなか歩いて行く、自転車に乗っていくというのが難しい。そういった中でお母さんの中からそういう要望もあったということ、私も声を聞いてますので、その声は一応お届けしておきたいなと思ったんです。

前段については。

○森河委員長 清水課長。

○清水教委総務課長 定員を超えた場合ということでお答えさせていただきましたけども、過去においてそういうふうな事実はございませんし、将来もそういったものも見込みにくく、少子化の定理もございますけども、そういったことは考えにくいです。ただ、

35人を1人、2人超えたという場合については、その都度その都度、他般の状況を見ながら判断していきたいと考えています。

○森河委員長 里川委員。

○里川委員 そしたらまたそれはそのときをお願いしておきます。

それと、178ページにあります図書館管理運営費についてなんですけれども、町立図書館の方ですね。ホームページの方も開設していただきました。以前から公民館だけではなくて、学校とのネットワークということ強く当初から私も望んで来てたわけなんです。ホームページの開設に伴って、パソコン上での検索ということとか、そういうことは理解できるようになるとは思ってるんですけども、15年度につきまして、各学校の図書室の図書資料をかなり意識をされて小・中学校でふやしておられる。これは以前に私は一般質問をさせていただきましたけれども、文部科学省が奨励をしたわけですね。そんな中でそういうことになってきてるとは思うんですけども、本をふやせば子どもが本を読むかっていうことについて、私も心配してる場所なんです。学校で図書資料をふやしてもろた。そして子どもたちの利用を多くしようと。できるだけ子どもたちに利用してもらおうと、本を読んでもらおうということになったら、さらに本をふやしただけではなくて、さらにその先の考え方が必要やと思うんですけども、その考え方、図書館とのネットワークを含めまして、示していただきたいと思うんです。

○森河委員長 教育長。

○栗本教育長 これにつきましては、以前からも申し上げておりますように、常に学校と連携をとらせていただいております。年に1回、あるいは2回、学校の先生方と図書館の司書との交流を図りながら、学校への協力もさせていただいております。一昨年ぐらいからですか、小学校へ行っての本の読み聞かせもやっております。そうしたことで、子どもたちの読書に対する理解、認識を深めていくということをやっています。

また、学校での教科指導の中で、調べ学習等については常に図書館の方に連絡をして、図書館の方でそれに要する資料を一定の場所に集めて、そして子どもたちがそこで勉強するというような方法もとらせていただいております。

そしてまた、本を充実したからということなのですが、これについては15年度から各学校に司書教諭を置くということになってございます。そうした先生を配置いたしまして、読書指導に努めていきたいというふうに思っています。今現在もそれぞれの学校で、早朝の読書時間をとったり、あるいは週何回か読書時間を設定して読書に親し

んでいくというような取り組みの実施をやっている学校もございます。それぞれの学校のできる範囲の中で、読書についての取り組みもやっていただいております。十分補充していただく図書については活用できるものというふうに思っています。

○森河委員長 里川委員さん。

○里川委員 前に私言ってたと思うんですが、司書教諭を置くといっても、司書教諭というのはその各学校に配置されている先生方の中から1人、もしくは2人司書教諭、兼務でされる状況なんだろうと思うんです。専門として置かざるわけではないと思うんです。そのことの限界、兼務として置かれる限界について、私は前から心配してまして、そしたらその司書教諭の配置については、今私、1人ないし2人と言いましたけども、兼務ということも含めまして、どのような考え方をされているのか、小・中学校それぞれですね、お示ししていただきたいなと思います。

それともう一つは、図書館とのネットワークですけれども、以前から申し上げてるように学校のパソコンから貸し出しとかいうことができる。そして学校で返却ができるという、そういう意味でのネットワークをしていけたらいいなということを提案を私はしてるつもりですので、そのことについてもお答えをいただけたらと思います。

○森河委員長 町長。

○小城町長 いずれにいたしまして、それは親と子の読書教室等もありますけれども、私もせんだって学校の関係で、神戸の桜台小学校に行きましたが、やっぱり今、子どもさんが読書をしない。そしたら60歳、あるいは55歳でリストラのあった方、あるいはボランティアが学校へ行って放課後、一緒にボランティアグループとしてやっておられるんです。そういう工夫もしなかつたら、なかなか里川委員はそういうように、とにかく司書を置いてどうやというよりも、そういう環境づくりを我々はやっていくことが非常に大事だろうというふうに。そういうボランティアを含めてそういうことをしていくことが地域のためにもよくなっていくし、その子どもさんもどうされてるかということ十二分に把握されてる。そういうことも1つの提案として、これからしていくことが大事で、本を読みなさい、読みなさいと言ったって絶対、今もう読み書きそろばんがなくなるんです。昔の日本についてはとにかく生まれてきたら必要なものなんです、そろばんは。もうそろばんは要らないです。そういうことがまずはどんどん変わってきてるんです。もうパソコンですよ。ゲームですよ。そういう子どもにどうそういう読書をしていくかということこれから我々全体が考えていかんと、そういう方々もたくさん

おられるんです。60歳ぐらいの方々がそうして学校へ行って、子どもの本を読んでやって、一緒にやろうとか、今生まれる子どもさんに対してそういうブックトピアというものをやっておられるように、そういうことを考えていくことが大事であろうと。ただ図書司書がどうだという問題よりも、皆が本が読める環境づくりをすることが、私は一番大事だろうと。

2点目は、そういうことについては企画財政担当でそういうコンピュータの関係で、小学校も中学校も、あるいはそういう図書館と、あるいは東公民館、西公民館、中央公民館、そういうものが一体となるような、そういうことに手がけていこうと、順次そういうこともなるように努力をしていくということで、今、職員も一生懸命そういうことについては努力している。本年度についてはそういうことを15年度で、何とかクリアできるかできないかということは今、委員会等でもご指摘があったように、そういう質問の中で答弁をしているわけですから、今後15年、16年の中で、コンピュータ化によって、そういうものが検索できて、17年、18年度が本が学校で返せるかということも、お金のことも当然ありますから、コンピュータ、コンピュータといってもかなり金がかかるんです。金がかかるものをどう調整していくかということもございますから、何も別に言われたからやっていくのではなしに、努力をして何とかいい方法をしようということで努力をいたしています。

○森河委員長 里川委員さん。

○里川委員 町長からご答弁いただきましたけれども、司書教諭については以前に1度取り組んでいただいたときに、本当に図書だよりというんですか、すごく今、学校の図書室でこんなことが起こるとか、こういうことがあったとか、そういう図書だよりをまめに発行していただいて、私、子どもが持って帰ってきて読んで、これは班中のことなんですけど、班中の図書室の状況は変わったなど。やっぱり専任の先生がいはったらこんななるのか。子どもの出入りがすごく多くなると、図書室のね。以前にそういう経過があったことが私の中にどうしてもありますので、できるだけそういう努力をしていただきたい。図書室に人がおると。だれもおれへんここに子どもだけ行け行け言うても、なかなか難しいと。今、町長が一定の考え方も示されましたので、地域のそういった力をお借りするのか、どういうことになるのか、司書教諭というても兼任ですので、その先生がずっと図書室におるわけにもいかんやろうし、いろんな問題があると思うんですけどね。ここはせつかく図書資料もふやしていけますし、図書館とのネット

ワークという、一応検索というか、そういうこともこれからやっていって、実現していく中では、そういう工夫というのは教育委員会としてはしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

町長も言われたように、今、本当に視覚から入る子どもたちに目で見ると、目で見て物事を理解したり判断したりするという傾向が非常に強くなってることで、いわゆるつくり出す力、創造力ですね。こういったものがやっぱり不足しがち、そういう力がつきにくいという状況が私はあると思うんですね。そういったところも教育委員会としてもぜひ考えていただきまして、よりよい町立の図書館もですけども、学校の図書室の運営もやっていっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

○森河委員長 ほかにございませんか。中川委員さん。

○中川委員 来年度15年度の成人式は写真配布してもらえるのか。郵送してもらえるのかもらえないのかと。

プールサイドに日よけ屋根設置工事、これは2月20日に受けてる陳情書の5項目の2にもあるような内容ですけど、こういう子どもから紫外線のカットということを守っていくという。これからも進んでこういう措置をしてもらえるのかという2点をちょっとお願いします。

○森河委員長 水田課長。

○水田生涯学習課長 成人式の写真のことです。今までもいろいろ言われることもあったと思うんですけど、まず写真の配布でございますけど、二十歳になられた成人の方々に、我々としてもできるだけ公民館を利用していただく。中央公民館またそういうことを見ていただいて、今後、そういう教室等を活用していただきたいという、そういう方面から来ていただくということが本来の形でいいんじゃないかということで、今までそういう配布はしないということでいただいたところでございます。委員さんも言われておりますけど、15年度につきましても、そういう二十歳の方々に来ていただいて、公民館等を見ていただくと、そういう啓発もしていただきたいということで、配布のことは考えておりませんので、来ていただいて、申し込んでいただくという形をとらせていただいているところであります。

それともう一点、町民プールの日よけのテントでございます。おっしゃったように、屋外用のプールについては日よけのテントがございますけれども、幼児用のプールについては日よけはございませんので、4メートルぐらい、幼児用のプールの南側の擁壁の

際に長さ4メートル、高さ2メートルの日よけのテントを設置したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○森河委員長 中川委員さん。

○中川委員 新成人になられた方がやっぱり町の施設に足を運んで、職員の方と接してもらうという考えはよくわかりますけど、一部の新成人の方は本人の写真に興味ない、写真ぐらいどうでもええねんという感覚でとりに来られない。親御さんは中川さん、うちの息子が成人式に行ってんけど、成人式の写真ありませんねんなど。無料というのがなくなりまして廃止されましたんかと。こうこうで公民館に行ったらもらえますねんけどという話をする、そんなん子どもは何も言わんし、私らわからへんし、おじいちゃん、おばあちゃんも私らも成人式の写真は見たいでという苦情もあるしね。また来られてない方に対して、とりに来てくださいねとかいうような、逆にいうたら郵送できなかったら親御さんにもわかるように、何か処置を考えてもらいたいなど。

それと町民プールなんですけど、学校のプールについてはどういう考えを持っておられるか、申し上げます。

○森河委員長 町長。

○小城町長 紫外線の問題等について、斑鳩東小学校でしたか、そういう中でいろいろ勉強会をPTAからご要望があつて、PTAとして斑鳩東小学校、あるいはまた学校関係としてはテントをされてるところがございます。いずれにいたしましても、紫外線等の問題で斑鳩東小学校は親席に来賓席、そういう関係者等にあつて、生徒にテント張らんのはおかしいやないかということもあり、あるいは小学校が一遍、自治会の協力を得てテントを張ることの問題は風があつて、どこかの学校でテントが飛んでけがをしたということの問題もあつて、それから学校はやっておられませんけど、いずれにしても、紫外線の関係等については、これからやっぱり大きな問題になっていくのは事実だと思います。いずれにいたしましても、プールについては短期間等でございますけれども、できるだけテントを使用しながら、紫外線よけというのは暑いところへ中には甲羅ぼしということもございませんけど、焼きにいかれる方もおられますけれども必ずしもいいわけではないですから、そういう努力をしていきたいと思つてます。

写真の関係等についても今おっしゃっていただくとおりでございまして、ただ、最近手紙でも結局ご本人しか見ないということがございますから、当然広報等にも、あるいはそういうことも写真の関係等についても掲載をしまいたいし、またある程度、

成人になられた方に案内状とか、あるいはまた案内状を兼ねて、そういうこともあわせて一定決めたいと思います。

○森河委員長 ほかにございませんね。小野議長。

○小野議長 3点を用意して、1点は中川委員がおっしゃったので。まず153ページの13節の委託料、民族資料室施設管理業務委託料27万6,000円ですが、昨日の教育長の説明の中に、この資料室の開館ですか、今まで第2、第4土日にあけていたと。その結果、日曜日でも少ないので、来年度15年度からは毎週土曜日にあけたいという。開館する費用として、これで組んでおられるのか。それとこの委託先はどこなのかだけ、ちょっと教えてください。

○森河委員長 教育委員会総務課長。

○清水教委総務課長 今、議長おっしゃいましたように、153ページ第13節 委託料のうちの民族資料室施設管理業務委託料27万6,000円、これにつきましては、一般開館日に管理業務を委託するという形で、シルバー人材センターに委託していきたいというふうに考えています。その費用でございます。

○森河委員長 議長。

○小野議長 そしたら毎週土曜日、50何週ありますね。今まで第2、第4土日をあけて、ほぼ同じ数やと思うんですが、そしたら日曜日が完全に閉館になってるという状態なんです。日曜日も今までから全くゼロではなかったと思うんですが、斑鳩へ観光に来られた方が、ここに民俗資料館があると。資料室という名前ですけど、資料館があるようになったときに、日曜日やのに閉まってるんやという感じを受けられるということは余り好ましくないと思うんですよ。これは日曜日もあけるとなったら、経費が倍要るのかどうかということなんです。何とか要るとしてもシルバーさんへ委託してるんだったら、ある程度の就業のあれにもなりますし、そんな経費も倍かかっても27万6,000円だけですから、何とか日曜日の開館も、教育長はさらっと日曜日は閉館するとははっきり言わなくて、毎週土曜日をあけますということを説明で言われたから、15年度に入って日曜日に閉まってるやないかと私らが言いましたら、ちゃんと予算委員会で言いましたと思いますので、その点、もうちょっと弾力性を持って実行してもらいたいです。お願いしておきます。日曜日もあける方法を考えてください。お願いしときます。

それから、先ほど中川委員がおっしゃったプールサイド日よけ屋根の件、185ページなんです。教育長の方へも陳情がいつてると思います。議会の方にもきてますし、

総務委員会に付託させていただきました。またいろいろ委員さんからも意見もあると思いますので、積極的にとといいますか、気持ちよく受けていただきたいなど、意見を集約するについてお願いいたします。

186ページの13節の委託料、その一番下にあるトレーニング指導・講習業務委託料90万円という件なのですが、多分あそこのトレーニングルームの使用者に初めて使用する人にカードを渡すときの講習、指導業務だと思うんです。現在、どれぐらいの申し込みがあって、毎月1回か2回開いてると思うんですが、もう一度ちょっと教えてもらいたいなど。それは年間12カ月、必ずいるんか。その費用としたらですよ。もうちょっと集約できひんかなという気持ちがあるんですが。とりあえず昨年までで結構ですから、どれぐらいの実績があったか教えてください。

○森河委員長 水田課長。

○水田生涯学習課長 トレーニング指導・講習業務委託料90万円でございます。これにつきましては、トレーニング登録講習会が年24回、月2回ございます。その分につきましてはの金額、43万2,000円。それと健康セミナーもございます。これが16回。これが28万8,000円。それとトレーニング相談、これが年12回、月1回、18万円ございます。この3つ合わせて90万円ということですので、よろしく申し上げます。

それと、今現在そのトレーニングルームの登録された方が5,680名おられます。

○森河委員長 議長

○小野議長 今まあ年24回、月2回、これは去年度登録者を一担指導するというところでやっています。申し込みが月何人ぐらいあるのか、ちょっと教えてほしい。もう大分になるから、今5,000何人と言うてはるから、まだまだふえていくのか、毎月2回もする必要があるのかなと。1カ月まとめてもええのと違うかなということを聞いてるだけですので。

○森河委員長 町長。

○小城町長 小野議長おっしゃってるように、要するに月2回やるやつを1回に、5,680人あったかて、月の利用というのはそんなにないんです。使われる人は使われるわけですわ。登録だけしとこうということでもありますから、毎年、こういうベースで予算要求をするのも、担当ももっと勉強せないかんのですけども、月1回ぐらいでもしていかんと、同じことばかり月2回登録だけ申し込まれて、結局は利用されないんでは、その効果というのはなくなってしまう。その辺もひとつ考えることだと思います。

○森河委員長 議長。

○小野議長 1回の講習に2人か3人来られるとき、講習会をふやす必要は私はないように思うんですよ。だから24回でどれぐらいの数が来ておられるかなと、それを聞いたんです。

○森河委員長 水田課長。

○水田生涯学習課長 月2回、第2の木曜日と第3の木曜日やらせていただいています。2時間程度で1回当たり約10人ほど来られています。

○森河委員長 議長。

○小野議長 10人というのは物すごく難しい数字やなというのをちょっとだけ思ったんですが。今、町長おっしゃってるように、2週間待ってもらって、20人にしてもらったら、月1回ですするというような方法でもいいのかなと思います。10人の方にトレーナーというんですか、その方に来てもらって説明を受けるというのも数少ない方がいいと思いますけども、当初から1カ月に2回というぐあいに、当初は多かったから、そのようにしてたと思うんですよ。そのときは最低二、三十人いてたと思いますので。ちょっとそこらを考えてもらって、わずかなことですけどね。もしトレーナーに来てもらうんだったら、健康セミナーですか、そういうところへも回ってもらうようなことで、振り分けた方が、私は予算の効率的な使い方だと思いますので、よろしく願いしておきます。以上です。

○森河委員長 ほかにございませんね。

ないようですので、これをもって、第9款 教育費に対する質疑を終結いたします。

次に、第10款 災害復旧費について、並びに第11款 公債費、第12款 予備費についてを説明を求めます。

植村総務部長。

○植村総務部長 それでは第10款 災害復旧費、第11款 公債費、及び第12款 予備費について、あわせて私の方からご説明を申し上げます。予算書の187ページから191ページでございます。

まず187ページの第10款 災害復旧費についてでございますが、災害の発生に伴い、早急に各施設の災害復旧に対応できるように、各種目において、名目予算であります。各1,000円を計上させていただいております。

続きまして、190ページ、第11款の公債費でございます。本年度は14億7,99

9万1,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして、6,432万3,000円、4.2%の減となっております。既に借入れを行っております町債の元利償還金と、平成14年度に借入れを見込んでおります町債の利子償還金、また、平成15年度において、歳計現金が不足した場合に、その不足を補うために、借入れを一時借入金の利子分を計上いたしております。

次に、191ページでございます。第12款の予備費についてでございますが、不時の支出に備えるため、4,000万円を計上いたしております。

以上、簡単でございますが、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○森河委員長 第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費についての説明が終わりました。これにて質疑をお受けいたします。質問のある方はどうぞ。

中川委員さん。

○中川委員 第10款の災害復旧費で、農地災害復旧費、災害は起こるか、起こらない方がええけど、起こるか起こらないかわかりませんから、1,000円というのは何で、1,000円なんですか。ちょっとわからへんから教えてもらいたい。

○森河委員長 植村総務部長。

○植村総務部長 先ほど申し上げたつもりなんですけども、一応災害が起こったときに、すぐに金持っていったりなんかできるということで、とりあえず1,000円だけ名目で上げさせていただいているということでございますので、それで災害が起こりましたら、また災害の国からのありましたら、災害の認定とかいろいろ査定とかありまして、予算もできますよと。いわゆる1,000円を名目等で上げさせていただいているということでご理解賜りたいと思います。

○森河委員長 中川委員さん。

○中川委員 項目別に口座、通帳をつくれますの。

○森河委員長 総務部長。

○植村総務部長 とりあえず予算上でのいわゆる、予算として1,000円上げさせていただいてるということで速やかに対応できるということと、また、新たにそういったものを上げていくと、そういった関係で、またいろいろ問題も出てきますので上げています。

○森河委員長 町長。

○小城町長 中川委員さんが一番心配してたのは、結局1,000円ですけれども、仮に起こってはならないけど起こったというときに、補正を組ませていただく。それで関係が補正を組ませたというときに、項目がなかったら新たに起こさんならんということになりますから、現時点でこうして1,000円を項目で、もし起こった場合はそこだけ補正を組ませていただくというふうに、激震であるのかどうなるのか知りませんが、町としては皆さん方の議会に出して、これだけの分は出してやらないかとか、高安の関係、西団地の関係等についてもそういうときに補正を組ませていただいたということの名目です。起こらないのが一番いいんですけど、起こったときの心配です。

○森河委員長 中川委員さん。

○中川委員 1,000円やからこの項目につけられると、ゼロやったら項目がつけられへんことでよろしいな。わかりました。ええ勉強になりました。

○森河委員長 ほかにありませんか。

ないようですので、これをもって、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費に対する質疑を終結いたします。

以上で一般会計に対する質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩します。25分まで休憩いたします。

(午前10時09分 休憩)

(午前10時25分 再開)

○森河委員長 再開いたします。

次に、議案第17号 平成15年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についての審査に入ります。

説明を求めます。中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 それでは、議案第17号 斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

まず、議案書の朗読をいたします。議案第17号 平成15年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成15年2月27日提出 斑鳩町長 小城利重。

特別会計予算書に基づきまして、ご説明を申し上げますので、1ページをごらんいた

だきたいと思います。予算書を朗読いたします。

平成15年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算

平成15年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億5,070万円とする。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

①保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用。

平成15年2月27日提出 斑鳩町長 小城利重。

予算の概要につきまして申し上げますと、国民健康保険制度は我が国の社会保障制度の重要な役割を担い、住民の健康の保持増進に大きく貢献をしてきたところでございます。しかしながら、高齢化社会の進展に伴い、老人医療費は年々増加傾向にあります。また、景気低迷により企業の倒産やリストラによる失業率は高く、低所得世帯が増加し、国民健康保険の事業運営は年々厳しいものになってきております。平成14年10月から医療費制度の一部が改正されたところでございます。国保事業を安定的に運営するためには、増え続ける医療費の抑制に努めることが重要であると考えているところでございます。

こういったことから、平成13年度から人間ドック健診事業を取り入れ、疾病予防対策の充実強化に努めております。また、最終の取りまとめをいたしております健康斑鳩21に医療費や保険事業分析から明らかになった課題を反映させ、これからの健康づくり運動を効果的に推進し、医療費の適正化に努めてまいりたいと考えており、収支両面にわたりまして、対策をより一層推進し、事業の安定化を図ることを念頭に置いて予算編成をいたしたところでございます。

それでは、予算書で歳入の方からご説明を申し上げたいと思いますので、9ページをお開きいただきたいと思います。

第1款 国民健康保険税、第1項 国民健康保険税についてでございます。7億6,255万円の計上となっております。前年度と比べましては、4,111万円、5.7%の増を見込んでおるところでございます。内訳につきましては、医療費給付費分として、減免課税分及び滞納繰越分を合わせ、一般被保険者分で5億8,700万円を、また退職被保険者分では、1億3,300万円をそれぞれ計上いたしておるところでございます。介護保険制度の廃止に伴いまして国民健康保険の第2号被保険者に対します介護納付金といたしまして、一般被保険者現年度分で3,200万円を、退職被保険者現年度分で1,000万円の計上となっております。

本特別会計の主たる財源であります国民健康保険税の徴収についてでございます。長引く景気低迷により納付状況も厳しい状況等となっております。しかしながら、国民健康保険加入者の負担の公平性、自主財源の確保からも、収納率向上に努めているところでございます。滞納整理に当たりましては、催告書の送付、徴収属託員による訪問徴収、口座振替の推進、特別徴収班による訪問徴収を行い、また健康推進課の職員にも徴税吏員証を発行いたしまして、徴収体制の充実を図っているところでございます。

平成14年12月末現在で、滞納者は153名で短期被保険者証を交付しており、更新時には面談を行い、納付が履行されるよう指導も行いまして、110人の方が履行されておられ、うち40人の方が完納されているという状況でございます。さらに収納率向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、10ページの第2款の国庫支出金、第1項の国庫負担金、第1目 療養給付費負担金についてでございます。3億3,555万9,000円の計上となっております。前年度比3,298万3,000円、10.9%の増を見込んでおるところでございます。

医療給付費分現年分といたしまして、2億9,201万3,000円の計上をしており、一般被保険者療養給付費等の総額に制度上の負担割合による積算をしたところでございます。平成14年10月に健康保険法等の改正によりまして、昭和7年10月1日生まれ以降の方にかかります医療費は、75歳になるまでは加入保険から支払うこととなったことや、3歳未満児の給付割合が7割から8割に引き上げられたことは、前年度より高いものになった主な理由でございます。また、介護納付金分現年分といたしまして、4,353万5,000円の計上となっております。

次に、11ページの第2目 老人保健医療費拠出金負担金につきましては、2億3,025万6,000円の計上となっております。前年度と比べまして、3,064万4,000

円、15.4%の増を見込んでおります。制度上の負担割合により積算をいたしておるところでございます。

第4目の高額療養費共同事業負担金でございます。高額療養費共同事業は高額な医療が発生した場合、町国保の財政負担の緩和を図るもので、高額な医療費に対する再保険事業でございます。以前からこの制度はあったわけですが、今回の改正で拠出金のうち国が4分の1、県が4分の1、町が2分の1を負担することとなり、新たに第4目として負担割合分を予算措置をさせていただいているところでございます。

第2項の国庫補助金、第1目 財政調整交付金につきましては、1億2,348万円の計上となっております。前年度と比べまして、2,195万1,000円、21.6%の増を見込んでおります。医療給付費分普通財政調整交付金1億772万5,000円、介護納付金分普通財政調整交付金1,280万1,000円、医療給付費分特別財政調整交付金295万4,000円の計上となっております。

次に、12ページの第3款 療養給付費等交付金についてでございます。3億7,475万9,000円の計上となっております。前年度と比べまして、4,329万1,000円、10.4%の減を見込んでおるところでございます。当該費目の予算積算時における状況等を勘案して計上をいたしておるところでございます。

次に、13ページの第4款 県支出金、第1項 県負担金では、先ほど国庫負担金のご説明を申し上げました、高額療養費共同事業に係ります県の負担分を計上いたしておるところでございます。

第2項の県補助金、第1目 国保補助金では、前年度と比べまして36万6,000円、4.9%減の712万4,000円の計上となっております。県単独制度の福祉医療費の波及増分に係ります県の補助金でございます。

次に、14ページの第5款 共同事業交付金でございます。前年度の実績を勘案する中で、1,800万円の計上となっております。

次に、第6款の財産収入でございます。8,000円の計上でございます。国保財政の基盤安定を図るため、基金を設けて、基金の積立金により生ずる預金の受け取り利息を見込んでいるものでございます。

次に、15ページの第7款 繰入金、第1項 他会計繰入金でございます。1億7,897万6,000円の計上となっております。前年度と比べまして2,927万円、19.6%増を見込んでおるところでございます。今回の改正により、保険基盤安定制度の拡

充が図られたことから、他会計のみとなっております。

繰入金の内訳は、国保財政の基盤安定、人件費、事務費、出産一時金、安定化支援事業に係るものでございます。

次に、16ページの第8款 繰越金でございます。平成14年度決算見込みが財源的に非常に厳しい状況下に名目上の1,000円の計上となっております。

次に、第9款の諸収入でございます。第1項 延滞金、加算金及び過料、第1目の延滞金につきましては5万円の計上となっております。

第2項 雑入につきましては777万円の計上をさせていただきます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございますが、18ページでございます。

第1款 総務管理費、第1目 一般管理では2,879万6,000円の計上をいたしております。前年度と比べまして、115万1,000円、3.8%の減を見込んでいるところでございます。主なものは国保事務に係ります人件費、一般事務的経費及び医療費適正化対策事業の一環であります診療報酬明細書の内容点検業務を継続して行うための経費となっているところでございます。

次に、20ページの第2項 町税費、第1目 賦課徴収費でございます。前年度と比較して268万7,000円増の1,698万5,000円の計上となっております。国税の賦課徴収業務に係ります事務的な経費が主なものとなっているところでございます。

次に、21ページの第2目 国民健康保険特別対策事業費では55万9,000円の計上をいたしております。収納率向上対策といたしまして、口座振替の推進、納期内納付の啓発を一層充実させてまいりたいと考えております。

次に、22ページの第3項 運営協議会費でございます。29万9,000円の計上となっているところでございます。

次に、23ページ、第4項 趣旨普及費では、前年度とほぼ同額の81万2,000円の計上をさせていただきます。

次に、第2款 保険給付費でございますが、12億6,779万2,000円の計上となっております。前年度と比べまして、6,411万7,000円、5.3%の増でございます。歳出予算の過半を占め、本特別会計の根幹をなす科目でございます。制度改正分や予算編成時における療養諸費、高額療養費などの推移や動向などを勘案し、積算をいたしました。第1項の療養諸費につきましては、前年度より4,928万5,000円、4.5%増

の11億4,506万円の計上となっております。

次に、25ページの第2項 高額療養費は前年度と比べまして、1,483万2,000円、15.9%増の1億803万2,000円の計上となっております。

次に、26ページの第3項の移送費でございますが、前年度と同額の10万円を計上させていただきます。

次に、27ページの第4項の出産育児諸費につきまして、前年度予算額と同額の1,200万円の計上をさせていただきます。

次に、第5項 葬祭諸費でございます。これにつきましても前年度と同額の260万円の計上をさせていただきます。

次に、28ページの第3款 老人保健拠出金でございます。5億8,428万4,000円を計上をさせていただきます、前年度と比較いたしまして2,601万2,000円、4.7%増でございます。老人保健制度により、本町の国保も保険者として老人保健医療費に係ります医療費相当額を、社会保険診療報酬支払い基金に拠出をいたしているところでございます。算出基準は平成15年度の概算医療費と、平成13年度の確定医療費を基準といたしまして、定められた算出により積算をしたところでございます。

次に、29ページの第4款 介護納付金でございます。1億884万円の計上となっております。平成12年度より介護保険制度の廃止に伴い、社会保険診療報酬支払い基金に第2号被保険者の人数に応じた介護納付金を納付する必要があります。積算基準は老人保健拠出金と同様に当該年度の概算介護給付費納付金の額と、前々年度の積算額を調整して算定されているものでございます。

次に、第5款の共同事業拠出金でございます。3,777万9,000円の計上となっております。歳入でご説明させていただきました国、県、町の負担割合分の合計額を拠出金として、国民健康保険団体連合会に拠出するものでございます。高額な医療費の発生による市町村国保の財政運営の不安定を緩和するために設けられた制度であります。

なお、歳入では1,800万円の収入を見込んでいるところでもございます。

次に、30ページの第6款 保健施設費、第1項 保健施設費、第1目の医療費通知費では、159万5,000円の計上となっております。被保険者に健康管理の必要性の自覚と健康づくりの意識の高揚を促しますとともに、これらによります保健事業の健全な運営に資することを目的として、医療費通知を行っているところでございます。

31ページの第2目 人間ドック健診受診費用助成費でございます。13年度より新

たに取り組んでおる事業で、国民健康保険の被保険者に対しまして、予算の範囲内で健診費用の一部を助成し、疾病予防及び早期発見と健康の保持増進を図ることを目的といたしております。助成金は1人2万円を限度として、40人分の80万円の計上となっております。

次に、公債費でございますが、前年度より31万6,000円減の15万1,000円を計上いたしております。逼迫した財政状況の中、必要に応じ、医療費の支払い資金を金融機関等で一時的に借り入れ措置を講じさせていただくものでございます。

次に、32ページの第8款 諸支出金についてでございます。130万2,000円の計上となっております。一般及び退職被保険者等に係ります保険税の還付金の計上となっているところでございます。

最後に、33ページの第9款 予備費でございます。70万円の計上となっているところでございます。

以上、簡単でございますが、国保特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○森河委員長 国民健康保険事業特別会計予算について説明が終わりました。これに対する質疑をお受けいたします。

里川委員さん。

○里川委員 以前に国保の関係の方に陳情が出てたと思うんですが、申し入れがあったのかな。減免申請用紙を窓口を設置してほしいという陳情、申し入れがあったと思うんですけれども、そのことについては、現在どうなっているかということを確認させていただきたいと思います。

それと私毎回担当に聞いて申しわけないんですけど、資格証明書の発行の考え方について、もう一度きちんと確認をさせていただきたいと思います。

それと、うちなんかでもそうなんですけど、両親とか子どもとかおって1世帯当たりということで、被保険者の家族が多いときに、保険証が1つで非常に不便な状況があるんですけれども、政府勸奨保険では今度何か保険証がカード化になるっていうことも聞いているんですけれども、国保の方ではそういった状況というのはどうなのかということを確認させてほしいと思います。

○森河委員長 西田課長。

○西田健康推進課長 1点目の減免申請の用紙の件でございます。これにつきましては

税務課と私ども健康推進課の窓口の方に一応置かせていただいております。

あと資格証の発行についての考え方ということでございます。これは13年度から発行するというところで、法の改正もされたところでございますが、現在、斑鳩町の方では短期被保険者証でとらせていただいておりますが、今後の推移を見ながら、やはり資格証の発行をしていかなければならない時期が到来しているのではないかなど。といいますのは、短期被保険者証で納付相談等の連絡をさせていただいておるんですけども、なかなかお見えいただけないということがございます。悪質と申しますか、相談においていただけない方につきましては、きちっと納めていただいている方との均衡をということを考える中で、資格証も発行していく時期に来ているのではないかなどというふうに考えております。

また、保険証の世帯に1枚という発行でございます。国の方でも個人個人に1枚ずつということの考え方も提起されておりますが、費用面等を勘案する中で、若干まだ時期的には一人一人の交付には無理があるんじゃないかなどというふうに考えておりますのがそういったことも前向きに考えていかなければならないというふうに考えておりますし、全額の場合はまたそういった証明がありましたら、お渡しさせていただいておりますので、そういうケースはお申し出いただきましたら個人の保険証を交付させていただいておりますので。

○森河委員長 里川委員さん。

○里川委員 課長の答弁の中にありました。できるだけ今後、国の方でも個人あてということを考えてるということですが、本当に家族が多かったら、1人がそれを持って病院へ行ったら、何かあったときに困るといようなときも実際にあるんです。今後の検討課題として、それはまた研究していただきたいと思います。

それと資格証明書の件なんですけど、悪質なものもあるということで、担当もご苦労いただいているということは押しはかることはできるんですけども、ただ、確認させていただきたいんですけど、資格証明書発行した場合、国民健康保険者証を本人からいただいて、資格証明書を発行するわけですね。ただ、行政として、保険証を返還請求をするわけですけども、返還請求から除外する対象というのがあるはずなんです。その除外される対象の中身は実際世帯主や家族が病気やけがになったときということが、除外される対象になってると。全国的に見て、このことを担当者ですら認識をお持ちでない場合があると。そして、もちろん被保険者はご存じないという状況があると。ですか

ら資格証を発行する。そして今、私たちは発行してほしくないということはずっと言っていますけども、町の姿勢として、検討されて悪質なものについてはということで、そういうこともされるときがあるのであれば、そういうことの研究もぜひともきちんとしていただきたいということをお願いいたします。

○森河委員長 中川委員さん。

○中川委員 国民健康保険税の9ページ、資産割100分の35という、この計算式の具体的に教えてもらえませんか。

○森河委員長 植嶋課長。

○植嶋税務課長 国保税の算定の方法ですけども、資産割というものについて、固定資産税の負担の35%は資産割の税金の額になるということでございます。

○森河委員長 中川委員さん。

○中川委員 町内で一番固定資産税の多額な人で計算したら、大体どれぐらいですのやろ。

○森河委員長 植嶋課長。

○植嶋税務課長 固定資産税の財源税額の相当限度額に達する方はおられると思います。60万円。介護保険を入れて60万円となっておりますので、資産割でいかれる方。

○森河委員長 町長。

○小城町長 中川委員がおっしゃるように、当初は応能応益大体70から65か40までとかそういう形だったけども、それが最高限度額が毎年国の方が上がってくるわけです。資産とかあってたら必ず50万円になるということで、議会としても最高限度額は大変やということもありまして、応能応益は50、50にするということが本来の平準化にするということで、いろいろご苦労いただいて、議会の中でもご審議いただいて、斑鳩町の場合は応能応益50、50にしようということにやっていました。これは確かに資産を持ってたら最高限度額は60万円、ことしは60万円、また来年は上がる可能性もあるわけです。毎年2万円ぐらい上がってくると。そしたら議員の中にもそういう最高限度額を払ってる方があって、そんなん不公平やと。かなわんと。50万、60万は大変やというふうなこともございまして、応能応益は50、50にしようということで、いろいろ議会の中で議論をやられて、斑鳩町の場合はこういう形にさせていただいた経緯もあるわけです。

確かに、今保険料そのものについては大変な時期にきてると思います。こういう中で、

よっぽど英断を下さんと、なかなか保険料になったら政府も党も皆さん方それぞれにげるわけですか。値上げするというのも、そのまま置いとく方がましやということで大変な状況だと思います。

いずれにいたしましても、いろいろこれだけ上がってるわけですから、今現在、30兆円ぐらい年間、国民の関係の医療費が出てまいります。非常に高くなりますから、大変なことになります。

○中川委員 資産割というのは所得が例えば極端な話しますけど、ゼロでも資産があれば、その最高に達するというところでよろしいわけですね。所得もゼロで土地があるからこんだけの最高額の請求がくる、土地というのは売らんことには金になりません。持っているだけで、自分の土地やというたって金になりませんわな。どないして払っていかれますのやろ。

○森河委員長 植嶋課長。

○植嶋税務課長 資産割の中で、最高限度額に近い方についてはやはり土地、宅地が多い方、それからマンションですね、そういう所得が出てくる方が大体多いというふうに思っています。更地で何も稼ぎ手がない土地については厳しい面があるかなと思っています。

○森河委員長 中川委員さん。

○中川委員 そのお金を生まない土地と、商売に使ってない土地を持って収入がない、保険税は請求がくる、そういう方の中にも滞納者につながってくるという方もおられますか。

○森河委員長 植嶋課長。

○植嶋税務課長 ご指摘のとおりおられます。その方につきましては、1度に払えないということで、分割の方もお伺いしながら対応してきているということでございます。

○森河委員長 ほかにありませんか。議長。

○小野議長 高額療養費の共同事業という形でということで、29ページにその拠出金トータルが前年度より2,200万円ふえて、代位という形で計上されているんですが、まずそれぐらいふえてくるんだという見込みは、なぜこういうぐあいにされているのか。

それと高額療養費の請求をして、今までから3カ月ぐらいかかって、返ってくるのはね。これはこういう負担金制度、共同事業となるから少しでも短縮できるようになったのかどうか。そこらを教えていただけますか。

○森河委員長 西田課長。

○西田健康推進課長 高額共同事業の件でございますが、これは先ほども説明の中でありましたように、再保険制度という形のものでございまして、急激に高額医療費になってきたときの保険金のようなものでございますので、期間の短縮とかいうものではありませんで、そういう形のものでございます。

○森河委員長 議長。

○小野議長 できるだけ早く還付してもらえる方がありがたいんです。何とか、手続そういう中でいろいろ制度を変えていってもらえたのかなと思って期待してたんですが、そういう意味のものじゃないということ。

○森河委員長 ほかにございませんね。

ないようですので、これをもって国民健康保険事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第18号 平成15年度斑鳩町老人保健特別会計予算についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 議案18号 平成15年度斑鳩町老人保健特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

まず、議案書の朗読をいたします。

議案第18号 平成15年度斑鳩町老人保健特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成15年2月27日提出

斑鳩町長 小城利重

特別会計予算書に基づきまして、ご説明を申し上げますので、41ページをごらんいただきたいと思います。予算書を朗読いたします。

平成15年度斑鳩町老人保健特別会計予算

平成15年度斑鳩町老人保健特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ20億7,620万円とする。

2、歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成15年2月27日提出、斑鳩町長 小城利重。

それでは、当特別会計予算書の概要等、特別会計の予算の概要でございますが、予算総額といたしましては、先ほど申し上げましたように、歳入歳出20億7,620万円で、前年度の予算額と比較いたしまして、2億965万円、9.2%の減となっているところでございます。

これは昨年の10月健康保険法等の改正によりまして、老人保健制度の一部が見直しをされ、対象年齢の引き上げによりまして、対象者数が減少ということが主な要因であります。そのほかに、高額医療費の一部見直しや高齢者の方にも応分の負担をしていただくということが、70歳以上の方の一部負担金が1割負担、または一定以上の所得のある方につきましては2割負担となったところでございます。

予算書の47ページをお開きいただきたいと思います。

歳入予算でございますが、第1款 支払基金交付金、第1項 支払基金交付金でございます。前年度予算額と比較いたしまして、1億9,617万5,000円、12.3%減の13億9,904万7,000円の計上をさせていただいております。歳出科目の医療給付費等の総額に制度上の負担割合を乗じて積算をしたところでございます。

次に、第2款 国庫支出金でございますが、前年度予算額と比較いたしまして8,710万円、1.9%減の4億4,479万9,000円の計上となっております。第1款の支払い基金交付金と同様に制度上の負担割合により、積算をしているところでございます。

次に、49ページの第3款 県支出金でございます。前年度予算額と比較いたしまして、206万4,000円、1.8%減の1億1,116万3,000円の計上となっております。

次に、第4款 繰入金でございます。1億2,118万7,000円の計上となっております。前年度より270万1,000円、2.2%の減でございます。一般会計予算の第3款 民生費から繰入措置を行うものでございます。

次に、50ページの第5款 繰越金、及び51ページの第6款 諸収入では、前年度と同額の計上させていただいているところでございます。

次に、52ページの歳出の関係でございます。

第1款の総務費でございますが、老人保健事業の医療業務に係ります一般事務に要する経費といたしまして、前年度予算額と比較いたしまして、101万1,000円、9.3%減の988万3,000円の計上となっております。

次に、53ページの第2款 医療諸費でございます。20億6,601万5,000円の計上となっております。前年度予算額と比較いたしまして、2億855万5,000円、9.2%の減となっております。

第1目の医療給付費では20億3,000万円の計上となっております。前年度予算額と比較いたしまして、2億2,000万円、9.8%の減でございます。積算につきましては、医療費等の動向を分析し、予算計上をさせていただいたところがございます。

次に、第2目の医療費支給費でございます。近年の支給状況を勘案し、前年度予算額と比較いたしまして、1,190万円、82.1%増の2,640万円の計上となっております。整骨及びコルセット等の舗装具に要しました医療の支給費が主なものでございます。また、主な増となりましたのは、昨年10月に老人保健制度の改正があり、医療機関で支払った自己負担額が一定の限度額を超えますと、超えた分が本人の申請により、高額医療費として後日払い戻しをすることとなったことによるのが主な要因でございます。

次に、第3目 審査支払手数料でございます。医療機関から請求されますレセプトの診療内容及び請求額等の審査を国保連合会等に委託する経費でございます。前年度予算額と比較いたしまして、45万5,000円、4.5%減の961万5,000円の計上でございます。これは歳入につきましても、審査支払手数料交付金の交付対象となるものでございます。

次に、54ページの第3款 諸支出金につきましては、前年度予算額と同額の2,000万円の計上となっております。平成14年度決算の確定に伴う支払い基金、国、県からの交付金の積算におきまして、超過交付が生じた場合、当科目より返還するものでございます。

次に、55ページの第4款 予備費でございます。30万円の計上をさせていただいております。不慮の支出に備えてのものでございます。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町老人保健特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審査を賜りまして、原案どおりご承認賜りますよう、お願いを申し上げます。

○森河委員長 老人保健特別会計予算についての説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

松田委員さん。

○松田委員 私はこの予算書に直接かかわって数字的にあるいはないようには思わないんですが、いろいろ説明の段階にもありますように、老人保健制度の関係についてはいろいろ改正がされてきた。改正という言葉は改正ではありますけども、その内容たるや、すべてが老人負担を増大させる形のものになってきているということ。先ほど国保の関係もありましたけども、結局、現状の若い人というんでしょうか、そういう人の掛け金の増大という関係、いうことで現状体制のままで、いろいろとやり繰りをしようとしていることについて、既に限界にあるんじゃないか。せっかく私どものような老人とされている年代になってきますと、唯一今日までの生きる手だてという、1つの目安は年金だったと。年金から介護保険が天引きをされる。あるいは医療費の関係がさらに負担が増大する。こういう形の中で、つじつま合わせの予算が計上されてきていると思うんです。

毎回こういうことになって、自治体が法が改正されたからということで、それに従順に従う。こういう形であって、もはや今日、常識的に地方も国もこうした老人保健改正の関係については行き詰まりになる。何らかの財源手だてを考えた方策を考えなければならんというふうに言っているわけですね。そして今、抜本的な改正というよりも、小手先の関係で、持っている者からはとるというんでしょうか、わずかにもっていてもそれから尚かつとるというつじつま合わせをしている。こういう制度のあり方について、一体どう考えてるということですね。

こういうことについて、地方は現制度であるからやむを得ないということで、それだけで従順に従って、どう上げるかということについて、具体的な提言をしていく形というのは見えてない。一体なぜなんじゃろうか。果たしてそういうことで言われているような地方分権なりということでは、本当にそういうことなんじゃろうか。やっぱりお国あつての地方だという格好になっているように思うし、それに依存しているんじゃないかというふうに私は現状としてはそう思っている。八方ふさがりじゃ。一体こういう段階をどう乗り切っていこうとするのか。どう解消しようとするのかということで、今、いろんな意見が出ています。いろんな意見が出ていますけれども、それぞれの意見の内容については全部現状の状況の中での小手先で終わっているように思うし、抜本的な財源確保の手だてということにない。たまたま、こういう中で消費税などの関係について、目的税化をして、福祉財源として確保する手だてをして、将来的に定着した福祉社会の実現という展望を開くべきではないかという意見も出てますけど、これに

についても消費税という言葉は口にただけでも、選挙で不利であるとかどうとかの関係で、一向に前に進もうとしない。

こういう段階でもあるわけなんですけど、一体実務を携わる、あるいは直接こういう人々との接点にある地方自治体として、今後の望ましい体制というのは一体どこにあるか、一体どういうふうにすべきかと考えているのか。またどういうふうに政府に改善を求めていこうとしているのか、いう点について、基本的に考え方を聞いてみたい。国が言うてるんだから、しやあないということなのか。あるいはこういう形で広がってくるから、何とかこれだけにならんということになるのか。この予算書を見ても一般会計の繰出金は限度だ。しかも支払いしなきゃならん、我々にしても限度だ。しかも若い人とか、同じような関係については掛金の関係も限度だ。一体今度はどうするんだということなんです。どんな考え方をもっているのか。たんとんと今説明書いてますけど、そういう関係については制度改正、制度改正ということで、つじつま合わせの数字を合わせているだけに過ぎないと、こういうふうに私は思われて仕方がない。

この面について、基本的にこういう制度の関係について、一体どう考えるのか。本当に老人保健、健康保険、その他の関係については毎回赤字であることは間違いありません。そういう面について、どこまでこういう形態が続いていくかということについて、一遍見解を聞かせてほしい、こういうふうに思うんです。以外と議事の進行もスムーズにいられているので、時間がかかなりありそうですから、特にこの辺について、見解を聞かせてもらいたいと、こう思うんです。

○森河委員長 町長。

○小城町長 いずれにいたしましても、こういう諸制度はなかなか国の、あるいはそういう関係で厳しい中で、その時バッタリのことを考えてやってこられるということですが、医師会とか薬剤師会等の関係、絡みも十二分にあるわけですけども、特に3割負担の関係等についても、今、医師会は反対ということを申し上げてますように、いずれにいたしましても、もっと積極的にこの議論を避けて通れない。国も積極的にそういうことの痛みを十分に国にわかっていただくということをしていかなかったら、その場その場で値上げはやっぱりだめだとかいうことよりも、この財政状況が我々の地方で果たしてこれから、繰出金でも最高限度ということを考えたら、これでは無理だと思います。ただ、老健にしたって国、県がそういう補助金を出したときに20億円という前年比も2億円下がってますけども、22億円が20億円になってますけども、こういう問題は

老人に対する、負担と、それと今おっしゃっていただくように、金利が全くゼロ金利と
いうような中で、年金の方々等については大変な時代を迎えてると思います。

これもいつまでもそういうことが続かないと思いますし、おっしゃっていただくよう
な地方諸団体等もこれから積極的に国にご意見を申し上げる。毎年これは11月下旬に
全国国保危機とか大会とかいう催しがありますけれども、制度の関係の方々も代表であ
いさつされますけれども、一番問題はまとまったことが出てこない。ただ消費税が、ある
いはそういう問題をこういう福祉目的で老人保健の目的にしているというようなこともな
かなか出てこない。それらの問題は整理をして、まさに今国の問題等について、我々地
方から声を上げていくときも必ず来る場合があると思っています。それがどのまちがど
の市が、あるいはどの県がというようなことですけれども、いずれにいたしましても、
この財政を考えますと、国民健康保険でも老人保健にしても大変な時期を迎えてるわけ
です。やはり改革をする中では、厳しいわけですけれども、何らかの形でうまくという
か、効果的にあれしても改革とかになったときに痛みを伴うかということになりますけ
ども、いずれにしても長期的な問題と将来的な経費との関係等、高齢化社会ですけども、
いずれは高齢化社会が減っていくことになる中で、当初はとにかく我々のときも私が6
0年に就任して以来、65歳以上の老人に対する無料とか結局、県国が持つという形で、
これをカットということで、大変議会にご迷惑をかけたこともありますように、いいこ
とを取り入れてもこういう数がふえてきたから、とにかくそれが最も予算が無理だとい
うことも指摘されてます。いずれにいたしましても松田委員おっしゃいますような抜本
的な改革というか、地方から声をかけていくというのは、やっぱりそういうことも都道
府県の知事を初め、我々の関係等についても努力をしていかなければならないと思っ
ています。

○森河委員長 松田委員さん。

○松田委員 難しい問題だというふうに思うんです。それだけに議論が煮詰まってい
かないと思うんです。どうも小手先だけのつじつま合わせに狂奔してる。そしてとれると
ころからとってつじつま合わせをせよという関係になって、本来言われている福祉とい
う関係にはほど遠い状況になっていると思うんです。そこで思うんですけども、地方行政
で先ほど町長が言われてますように、年末段階の予算編成に向けての段階になってきま
すけど、議論が決議を求められています。それらの最たるものが道路の関係だと思うん
です。道路財源の確保の問題。これは行政は県から何から一致して、決議せえというて、

意見書の内容まで突きつけて、地方議会に決議を求めさせている。圧力が出ている。そういうふうな関係での取り組みが本当に医療の関係にあるんじゃないだろうか。ないと思うんです。関係団体、医師会反対で、薬剤師会が反対してるというような格好だけで、いかにもそこらが悪いような格好に言うて、反対してます。

ところが同じような熱意と同じような形で国民の福祉という関係について、地方議会はこれではどうにもならんんじゃないという関係で、地方の意思として、政府に積極的に求めていくというような意見書の決議をどんどん出すというような形というものが余りとられてないんですよ。なぜなのか。それはやっぱりこういう関係で、淡々としてこのつじつま合わせして、つじつま合わせればそれでいいんやということに考えているのと違うかということまで言いたくなる。本当にこれは深刻な事態なんで、このままではどうにもならなくなってくる、いうことであるなら、そのことについて積極的に地方自治体が国を動かすような方法として、今あるのは意見書その他の関係で声を上げていく形だと思うんです。

そういう形がなぜとれないのか。なぜそういうことについて、皆さん自身が議会に要請するといような行動まで出てこないんだろうかということについても、私はある意味で疑問を持っている。もっとそういうことがあってもいいんと違うかというように思うんですよ。今どうあるべきかという関係について、100%安易に考え過ぎてる。福祉行政に行き詰まったら、すべて行政はないんと一緒ですよ。そうかといって一方で皆さんは重視をしておいでになるからこそ、今回の予算にもありますように、障害者医療の関係について新規事業を起こしている。いうことにあるんですが、それらにしましても、先ほどから審議が済んでしまっていますけども、やり繰り算段、そして数字はどうかというと、福祉の中において費用をかけてと、老人関係のところはわずかでも下げていくという形をとってるわけですね。そして一方では福祉の考え方も、障害者の関係を上げている。1つのますの中でどこを削ってどこを積んでという関係ですよ。組み合わせているだけです。いうことで、果たして福祉国家と言えるかどうか。あるいは福祉を重点に置いてる行政とかいうふうに地方が言えるのかどうかということになると、思惑とは違って現実的には皆苦しめられていくという形だと思うんです。

そういう面についてはもう少し地方から声を上げようということであるならば、やっぱり地方の行政に携わってる人々と道路と同じような関係、財源確保と同じような形の運動を積極的にしながら、住民にこたえるという、地方がこれだけ努力している。しか

も我々はこういうふうを考えているんだという考え方を積極的に言って住民にかんきをするというような運動があってもいいのではないかというふうな意見を持っていることだけを申し上げときたいと思います。

以上です。

○森河委員長 里川委員さん。

○里川委員 昨年から高齢者の医療費の制度が改正になってから、自己負担限度額を超えた部分の償還払い、これは省令の方でそういうふうにするということにはなっているというふうには、こちらも承知をしているんですけども、ただ負担がやっぱり大きい。今は高齢者の方が1,000円持っていってお医者さんに行かれへんようになった。1万円札を持っていかんとお医者さんへ行かれへんと。しかも使ったお金がなかなか返ってこないという中で、非常に厳しい状況になっているんだというふうに思うんですが、ただ、この償還払いについて、事務の簡素化については斑鳩の方も当時言っていたたてたと思うんです。簡素化の内容ですけど、どのように簡素化をされたのかというところについて、確認しときたいです。

昨年10月末で県下の20の市町村がこの簡素化をしているということを聞いてるんですけどね。斑鳩町も簡素化の努力をするというていただいていたんで、していただいているというふうに思っているんですが、現在、どの程度のことをきちっとしていただいているかという確認をさせていただきたいと思います。

それと、今回の医療費の制度改正の中で、県下のある医療機関の方へ問い合わせをしたときに。

○森河委員長 里川委員さん、老人保健特別会計に対することでやっておりますのでね。

○里川委員 老人医療についてね、だから今言いましたように、手続の簡素化、全体の問題です、制度のね。だから手続の簡素化について、どのようにしているのか、今後その改善するべきなんかどうかということも、15年度に向けて考えたいですし、それと今いうのは、改悪になって老健で大変な人が斑鳩で出てきてないかということをお聞きしたいわけなんですよ。

○森河委員長 予算に対して、どうかということですので。

○里川委員 でもそれはこの予算をたてるうえにおいて、制度上の問題点というのを、担当の方が認識していただいているかどうか、これは今までからも、予算審査のときに、そのことは新しい年度に入るときに、大事なことから、あえて予算でそういうことを

言ってくると思うのですけれど。

○森河委員長 できたらそれは老人保健特別会計についてやっていますので、それに対するかかわることだけではやってもらって簡潔にして進めてください。

○里川委員 制度にかかわることは言ったらいけないんですか。

○森河委員長 いけないということよりも、いろいろ先のことに対する予算ですので。先のことよりも、大体この予算にかかわっての話だけやってもらった方がわかりやすいんじゃないかなと思います。いろいろ意見が歳出の話せんなん3つも4つも重なって答弁さすと、理事者が混乱しとるような感じを持っておりますので。

○里川委員 私が言いたいのはこの予算にかかわる問題と、これからの問題として、大事な問題点についてのことを言いたいので、じゃあ1点目について、先に。

○森河委員長 西田課長。

○西田健康推進課長 償還払いの事務手続の簡素化ということでございます。これも意見を委員会の方にもお話をさせていただいたと思うんですが、高齢者の方々には手続の負担がかからないように、市町村も検討しなさいということで、国の方からも指示がありました。償還の手続の事務につきまして、1回目の申請があれば、その後の手続につきましては、口座等の届け出をいただいたものにつきまして、こちらの口座の方へ振り込みをさせていただきますので、当初の手続1回で、事務手続は簡素化させていただくということで対応をさせていただいているということです。

○森河委員長 里川委員さん。

○里川委員 同一世帯複数高齢者の件については、どういうふうな扱いになっているのでしょうか。1枚で申請を出すという形でよろしいんですか。

○森河委員長 西田課長。

○西田健康推進課長 患者さんの分でいただくことになるかと思うんですが、人数によって。振込先が同一であれば、同じ口座の方には振り込んでいただきますけれども、レセプ等のかみ合いもありますので、患者さんの分の集結はいただかなというふうに思っています。

○森河委員長 里川委員さん。

○里川委員 私は県下をちょっと調べさせてもらう中では、同一世帯内の複数高齢者は申請書が1枚でいけるというような例があるということをちょっと聞いたんですけど、それは今後研究していただきたいと思うんですね。

○森河委員長 西田課長。

○西田健康推進課長 県下の方の事例も調査いたしまして、手続的にそこはないのかどうか確認した上でいけるとなれば入れていったらいいんじゃないかなと思っていますので、調査させていただきます。

○森河委員長 里川委員さん。

○里川委員 それとともに、この自己負担限度額を超えた部分が償還されるということをご承知でない高齢者の方が以外とたくさんいらっしゃるということが、奈良県保健協会のアンケート調査で実態がわかったんです。5,000人ぐらいの方のアンケートの結果を見ましたら、45%の方がそのことをご存じなかったという結果が出てるんですね。そういう何か月かたってきてますけれども、まだそういうこと、高齢者でもあるということもあると思うんですけれども、ご承知でない場合もあるということですので、その点について周知徹底をお願いしたいと思うんです。

○森河委員長 西田課長。

○西田健康推進課長 後期高齢者の方につきましては連合会の方で名寄で全部レセプトを集計しております。それで私どもの方に送付された時点で、該当者につきましては、こちらの方から通知をさせていただいているということで、後期高齢者の方につきましては漏れはないというふうに考えています。

○森河委員長 里川委員さん。

○里川委員 わかりました。後期以外の方でもそういう周知の方が出されてない状況がないように努力をしていただきたいということをお願いします。

それと先ほちょっと言いかけたんですけれども、昨年からの流れの中で、制度改革の中から在宅酸素利用者の方が1割ほど受診を控えはったというような実態が起こってきてるとい医療機関があったんですけれども、そんな中で呼吸器の関係で、そして障害者の関係に医療を切りかえる手続が進んできていると。けれども呼吸器の障害は1級の次は3級しかない。障害者医療というのは1級、2級までにされているという中で、3級に値するような呼吸器障害の病気を持つてはる方はそこから排除されてしまうという状況があるんですけどね。斑鳩町ではそういうことが実際にこれまでに起こってきている状況がないのか、また15年度に向けまして、そういう在宅酸素の医療費の助成制度みたいなものを考えていくべきではないかというふうなことを思うんですけど、その辺の実態的にはどうでしょうか。

○森河委員長 西田課長。

○西田健康推進課長 この条例はこちらの方で把握できておりませんので、不明な点がございしますが、この改正によりまして若干医療費は総額的に国民総医療費よりは前年14年の10月の対比で3.3%程度、医療費が下がっているというようなことでございしますが、斑鳩町の場合、件数につきましてはふえておりますので、改正によって病院へ行けなくなったという方がおいでにならないように考えております。数字的に抑制にはなっていないであろうというふうに思っております。

今、おっしゃっていただく在宅酸素の必要な方につきまして、省令のことにつきましても把握ができておりませんので、早急にあるのかどうかちょっと調査してみないとわからない状況ですので、ご理解いただきたいと思います。

○森河委員長 里川委員。

○里川委員 そうしましたら、またそういうところについて、こういう事例が県下で起こっているということを私も紹介をさせていただきますので、今後の状況をつかんでいただいて、もしも必要であればそういった制度なんかについてもまた我々としても提案していかなとあかんのかなと思ったりしてるんで、また調査の方をお願いしときます。

○森河委員長 ほかにございせんか。

ないようですので、これをもって老人保健特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第19号 平成15年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。植村総務部長。

○植村総務部長 それでは、議案第19号 斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について説明をさせていただきます。まず、議案書を朗読いたします。

議案第19号 平成15年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成15年2月27日提出 斑鳩町長 小城利重

お手元にお配りいたしております特別会計予算に基づきまして、説明を申し上げたいと思えます。57ページから66ページでございます。まず、予算書を朗読させていただきます。

平成15年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算

平成15年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ468万円とする。
第2項 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表、歳入歳出予算」による。

平成15年2月27日提出 斑鳩町長 小城利重

それでは、当特別会計予算の概要を説明させていただきます。本特別会計は平成11年度から実施させていただいておまして、財産区財産の適正な管理に努めているところでございます。また、大字龍田財産区、下司田池の関係でございますが、その対策に係る建物、住居、土地明渡し請求事件につきましては現在まで25回の公判が開かれております。その間、当方及び相手方もそれぞれの主張を行う中で、裁判官より本件は和解が望ましいのではないかとの意見がありました。現在その方向で問題解決に向け審議を行っていただいているところでございます。

それでは、特別会計予算書の59ページをごらんいただきたいと思います。

まず、歳入予算でございますが、第1款 繰越金として、前年度からの繰越金467万8,000円を計上いたしております。

次に、第2款の諸収入でございますが、預金利子で2,000円を計上いたしております。

次に59ページの歳出予算でございます。

第1款 総務費といたしまして、財産区の維持管理費等に要します必要経費23万円を計上いたしております。

次に、第2款の予備費でございますが、445万円を計上させていただいております。

以上、簡単でございますが、斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○森河委員長 大字龍田財産区特別会計予算についての説明が終わりました。これに対する質疑のある方はお受けいたします。

松田委員さん。

○松田委員 予算の内容ではないんです。いわゆる町長の趣旨説明でもありますように、今日まで下司田池の明け渡し請求の公判が、町長の提案説明の中では24回行われているというふうに書かれているんですけども、今の説明では違うように思いますが、この

ことが大事だということではないんですけど、和解の方向で審議が進められていると。そのことについては我々も承知をしています。そこで、15年度中にそういう1つのめどがついてくるといふふうに判断をしているのかですね。例えば15年度中にまだつかへんよと。もっと長引くでといふふうに認識なさっているのかどうか、最終ベースを聞かせてもらいたいと思うんです。

○森河委員長 池田課長。

○池田企画財政課長 私どもも裁判に行っておりますけれど、今の審議の中を見てまいりますと、15年度中には非常に難しいような状況であると考えております。和解をしている中にもやはり相手方からいろんな状況も公判のたびに出されてまいりますし、すべてを検討する必要がございますし、やはりうちも受入がたい問題もありますので、15年度中には非常に難しいと考えております。

○森河委員長 松田委員さん。

○松田委員 15年度はこの問題の解決のめどはつかんという認識、判断のようですが、何が争点になっているのか。いうことを聞きますと和解にしましても和解の条件としての基本的な町の立場というのはお示しになって、我々も聞かせてもらっているわけですよ。そのこととは非常にほど遠い相手側の主張になっているといふふうに理解をしていいんかどうかですね。だから詰まっていたんやといふふうになりますと、詰めていくための話なら、どういうところになってくるのかなということになると思うんですけども、これ以上深入りしますといろいろ私自身も問題だと思いますから、言いませんけども、争点になっているところは、従来から言われているように、下司田池の現在の土地の部分所有権をどうしていくかという関係のところの範囲、地所がね、いふふうなものが争点に、そこに焦点を合わせた議論になっているんかどうかだけ聞かせといってもらえますか。

○森河委員長 池田課長。

○池田企画財政課長 今のご指摘いただきまして、所有権の範囲についても大きな争点の1つであります。それ以外にはやはり仮に埋めようとしたら、それについての工法等もございますので、それらも争点になっております。

○森河委員長 松田委員さん。

○松田委員 この問題でなくて、そのほかに争点があるというのはおかしいと思うんですよ。僕はないと思う。結局つり池の関係、1つは明け渡しという関係ですから、相手

側の関係というのはいわゆる営業権の補償の問題だということ。営業権の保障にかかわる問題としては、どう考えているのかというと、土地の関係についてになっている。じゃあ土地の関係について、町側がこの程度と考えることと相手側との関係があるということが争点にもなっていると思うんですけども、それ以上は言いませんよ。それ以上は言いませんけど、そここのところが争点になって、それが実施の段階にまできてないということであるかなというふうに私は思っているんです。それであればいいんです。そのほかに別の何か和解の条件的なものが議論されているんですか。中身は結構です。そういう部分で議論されているか、それだけでいいんですよ。

○森河委員長 助役。

○芳村助役 今松田委員がおっしゃったように、私も解釈についてのいろいろの内容が、そのほかについてのことはあくまでそれに対する相手側さんと町との話し合いがつかないと、こういうことなんです。

○森河委員長 ほかにございませんか。議長。

○小野議長 今の議論の中でわからないところがあるんですけど、確認させてください。あの池の所有権というのは57年ですか、財産区財産が設立されて登記された段階で、明らかに財産区財産の財産であると、それは登記上もなっているんだから。その先からため池として使っておられたのか、そういう形で営業もまた変えてこられたのかということになるのか。訴訟の原点はどこにあるんですか。その話は。所有権の争いをやっているんですか。賃借人じゃない、使用者から、じゃないんですか。

○森河委員長 助役。

○芳村助役 所有権の争いをやってるんじゃないしに、あくまでも町が訴訟いたしましたのは、土地明け渡し請求事件でありますから、その訴訟でお願いしているわけです。そういう中で、今、言われましたように、営業的な補償も含めてということの中で、こういうことが出てくる、こういうことでございます。先ほども議長おっしゃったように、55年に財産区を設立して、そして町が財産区財産としてという状況まできているわけです。そういう中では水利権者は水利組合ですから、水利組合の条件によっていわゆる魚釣を動かしていたと、こういうことです。そこに難しい問題があるんですが、町としては財産区財産の所有権としての、訴訟をすべて魚釣の営業をやめてくださいということで、今土地明け渡し請求をやっていると、こういうことでございます。

○森河委員長 ほかにございませんね。

ないようでございますので、これをもって大字龍田財産区特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第20号 平成15年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。辻上下水道部長。

○辻上下水道部長 それでは、議案第20号につきましてご説明をさせていただきます。まず議案書の朗読をさせていただきます。

議案第20号 平成15年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成15年2月27日 斑鳩町長 小城利重

それでは、予算書の67ページをお願いいたします。まず、朗読させていただきます。

平成15年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算

平成15年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億7,840万円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債) 第2条 地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表地方債」による。

(一時借入金) 第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は500,000千円と定める。

平成15年2月27日提出 斑鳩町長 小城利重

それではまず、流域下水道事業の関係でございますけども、竜田川幹線管渠第2号、これは安堵町から興留「割烹まつおか」までの予定でございます。それと3号区工区興留「割烹まつおか」から稲葉車瀬までにつきましては、本年度で完了いたしております。また、稲葉車瀬から三郷町三室までの4号工区につきましては、関係自治会、役員の説明会を終えまして、さらに沿道住民のご理解を得たところであります。平成17年度の完成に向け、準備が進められているところでございます。

次に、中継ポンプ場でございますが、現在、順調に工事が進められており、本体工事の進捗率で77%、また、電気機械設備につきましても、昨年12月に発注を終え、平成16年度の完成に向け、順調に工事が進められておるところでございます。

一方、町の公共下水道事業につきましては、平成4年度より事業に着手し、国庫補助金の確保に努め、幹線管渠を初め供用開始時には、より多くの住民に下水道を活用していただくべき住民のさらなるご理解とご協力をいただき、幹線を主とする面的整備を進めてまいりました。平成15年3月末には、整備面積といたしまして約79ヘクタール、幹線管渠で約29メートルが完了することになります。

また、平成17年度に供用開始ができることから、平成14年12月議会で下水道条例等関係条例につきまして慎重審議を賜り、ご議決いただいたところでございます。それによりまして、供用開始時にはより多くの家庭が公共下水道に接続していただくために、公共下水道についてご理解いただけるよう、平成15年度より整備済区域の自治会を中心に説明に伺うとともに、より一層のPRを進めてまいりたいと考えております。

それでは、予算の説明をさせていただきます。73ページをお願いいたします。

歳入歳出の事項別明細書の歳入の方から説明させていただきます。

第1款 使用料及び手数料、第1項 手数料、第1目 公共下水道手数料でございますが、これは排水設備指定工事店指定手数料といたしまして90万円を計上いたしております。

次に、第2款 国庫支出金 第1項 国庫補助金 第1目 公共下水道事業国庫補助金といたしまして、補助対象事業費8億円に対しまして2分の1の4億円で、前年度に比べ4億円を増額計上させていただいたところでございます。

次に74ページをお願いいたします。

第3款 一般会計繰入金といたしまして、3億3,164万1,000円、前年度比2,128万6,000円、7%の増となっております。

次に、第4款 繰越金といたしまして1,000円の予算を計上させていただいております。

次に75ページをお願いいたします。

第5款 諸収入 第1項 雑入では本年度は2,625万8,000円の計上で、これは前年度比571万4,000円の増でございます。これは前年度事業に対します消費税の還付金であります。

次に、第6款 町債でございます。第1目 下水道事業債につきましては、総額6億1,960万円で、前年度比5,100万円の増額となっております。内訳といたしましては、第1節の公共下水道事業債で4億560万円、前年度比9,220万円の増額となっております。これは主に下水道幹線管渠の築造工事費の増によるものでございます。

第2節の流域下水道事業債につきましては1億8,640万円、前年度比20万円の増となっております。これにつきましては、流域下水道竜田川幹線管渠築造工事に伴います流域下水道事業建設負担金に伴います地方債でございます。

次に、第3節の奈良県流域下水道事業推進資金につきましては、一次区域編入に伴います浄化センター周辺地区の対策に対します借入金といたしまして、2,760万円を計上させていただいております。

続きまして、76ページの歳出でございます。

第1款 下水道費 第1項 下水道費、第1目 公共下水道費でございます。以下それぞれ節の主なものについてご説明させていただきます。

77ページの第13節 委託料についてでございますが、前年度比1,837万5,000円の減額の1,000万円を計上いたしております。これにつきましては供用開始時には下水道台帳を整備しておかなければならないことから、平成15年度より事業完了区域の台帳整備作業にかかるための委託料でございます。

次に、第15節の工事請負費についてでございます。本年度は主に幹線管渠の整備を進めるとともに、前年度に引き続きまして、法隆寺西1丁目地内の整備及び服部地区の区画整理事業と整合をとり、下水道管渠を埋設する予定でありますから、これらの事業といたしまして7億9,741万円を計上し、前年度比3億7,783万円の増額でございます。

次に、78ページの第22節 補償補填費及び賠償金についてでございます。平成15年度は2,359万円を計上いたしております。前年度比5,587万5,000円の減額となっております。内容といたしましては、下水道工事に伴います水道管の仮設及び本管の移設費でございます。

第2目 流域下水道事業費でございます。第19節の負担金補助及び交付金でございますが、2億2,342万1,000円を計上いたしており、前年度比5,504万7,000円の減でございます。これは主に幹線管渠築造工事費が増額となっておりますけれども、浄化センターの建設費、県単独事業、これにつきましては流域の補償工事といえますが、

その辺の関連工事の減が主でございます。

次に、79ページの公債費でございます。第1目の元金の償還金利息及び割引料でございます。元金の償還といたしまして、1億5,003万7,000円を計上いたしております。前年度比2,859万6,000円の増額でございます。これは主に、平成9年度に借り入れをいたしました起債についての元金償還の発生によるものでございます。

以上、簡単でございますが、公共下水道事業特別会計予算の概要の説明とさせていただきます。平成15年度予算につきましては、国庫補助対象事業費ベースを中心に増額いたしております。先に述べましたが供用開始が具体化した中で、公共下水道につきましては住民に十分理解をいただけるよう、一層の努力をするとともに、1日も早く町全体の計画面積に公共下水道が行き渡り、広く住民に利用していただけるよう事業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご審議の上、ご了承賜りますようお願いいたします。

○森河委員長 公共下水道事業特別会計予算について説明が終わりました。これに対する質問をお受けいたします。ありませんか。

松田委員。

○松田委員 予算の内容ではないんですけれども、17年度から供用開始が始まるということで、大変ご苦勞をおかけしたというふうに思うんですけど、どこかで見たような気がするんですけど、今思い出せないんですけど、下水道事業特別会計を企業会計に切りかえるという関係を検討しているようなことをどこかで聞いた気がするんですけど、今、施政方針なり主旨説明の関係のところでは、そういうものはないんですかね。委員会でいったんでしょうかね。ですから企業会計の切りかえが考えられている時期についてです。いつ考えられているのか、聞かせといてもらえますか。

○森河委員長 辻部長。

○辻上下水道部長 なかなかちょっと難しいところで、今、我々まだいろいろ他町村の実例を調査しておりますけれども、普及率が大半の普及をした中で企業会計化されてるところがほとんどであります。我々現在こういうふうに事業を進捗するところについては、例えば岡山県の方で、今現在ほぼ面整備終わって、80か90ぐらいの普及率については公営企業、企業会計化しているということで聞かされておりますけれども、斑鳩町としては全体の計画、整備しようとする平成30年度ぐらいかかる、それぐらいで普及率がおおむね90以上あった場合については、企業会計でいけるであろうとい

うことではしてますけども、なかなか今そこまで勉強してない。、我々としては企業会計にした方が起債の償還とかできる、繰上償還、借りかえとかできる有利なこともありますけども、今現在については企業会計については当分まだできないであろうというふうに考えています。

○森河委員長 松田委員さん。

○松田委員 僕はね、本来この種の事業の関係というのは企業会計であるべきやと。それが供用開始、いろいろと方向の決まったものの中で、企業会計に切りかえていくという手だてが講じられて当然であろうというふうに思うんですよね。普通、会社するにしたらって何にしたって企業会計に始まるわけですから。なぜ本町の場合にそれができないかということになれば、できないというきちっと説明があった。だからこれは下水道事業の関係について、1つの展望はどうなるかという、22年まで出していることも事実ですしね。そういう中で何が原因で企業会計に切りかえができないか。あるいは今の方式で特別会計をしているだけですから、一般からの繰り出しの関係と借入金の。そのことが、企業会計だったってそのことはありますからね。企業会計を見ても。そのことから見ると、あいまいなことを言っておいでであるんですけども、それほど確信の持てない関係での下水道事業を進めていくことになるかということについて、ちょっと理解がしにくいんですけど、もう少しわかるように教えてくださいませんか。企業会計の認識が私違うかもわかりませんがね。

○森河委員長 辻部長。

○辻上下水道部長 我々としては全体的な財政計画というのが、ある程度推測ではありますけれども、一応現在企業会計といいますか、経理の方式については営業的支出と資本的支出ということに分けています。その中で資本的支出については当然私の方、これから工事がどんどん始まりますので、当然繰り入れ等をしていくということになります。それと営業支出、使用料等の関係があります。それがおおむね営業支出だけで維持管理費等が賄えるというふうな事態になれば、そういうことも考えていけるのではないかと。ということで、先ほど言いました接続といいますか、普及率が90ぐらいが適当ではないかということで、このような関係でやらせていただいているということ。

○松田委員 こういう事務をやって、企業会計がされていくんやという理由を今いろいろ言われているけど、全くナンセンスだと私は思うんです。ただ、答えとしては今の時点で企業会計に切りかえる年次を正確にご説明できる段階ではないというご答弁だとい

うふうに理解しときますから、それで結構です。

○森河委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、これをもって、公共下水道事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第21号 平成15年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 議案第21号 平成15年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、議案書の朗読をさせていただきます。

議案第21号 平成15年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成15年2月27日提出 斑鳩町長 小城利重

特別会計予算に基づきまして、ご説明を申し上げたいと思いますので、87ページをお開きいただきたいと思います。予算書を朗読させていただきます。

平成15年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算

平成15年度斑鳩町介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ11億800万円とする。

2、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)第2条 地方自治法第220条第2項 ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

①介護給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用。

平成15年2月27日提出 斑鳩町長 小城利重

それでは、本特別会計予算の概要でございますけれども、歳入歳出総額につきましては、先ほど申し上げましたように、11億800万円の計上となっております。平成14年度におきまして、平成15年度からの5カ年の事業計画として見直しを行いました介護保険事業計画の中に見込まれております介護サービスに係ります給付量に基づきま

して、平成15年度に必要な予算額を計上させていただいているところでございます。介護を必要とします方や家族が安心して介護サービスを受けることができるよう、要介護認定の普及推進、さらにその安定的な供給等につきまして、引き続き努めてまいりたいと考えております。

平成15年度におきます要介護者等の見込み数につきましては715人と見込んでおります。うち在宅が526人、特別養護老人ホーム、老人保健施設等の施設入所につきましては189人と見込んでおるところでございます。そのうち在宅の。

○森河委員長 暫時休憩します。

(午前12時00分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○森河委員長 再開します。

午前に続いて、説明をお受けいたします。

中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 それでは、途中で終わりました申しわけありませんでした。

平成15年度の要介護者の見込み数の方からさせていただきたいと思います。

平成15年度におけます要介護者等の見込み数につきましては、総数で715名を見込んでおるところでございます。うち在宅が526人、特別養護老人ホーム、老人保健施設等の施設入所の方につきましては189人と見込んでおります。そのうち、在宅の要介護度別でございますが、要支援では81名、全体の割合でいきますと15.4%でございます。要介護1では166名で31.6%、要介護2では130名で24.7%、要介護3では70名で13.3%、要介護4では35名で6.8%、要介護5では24名で8.4%と見込んでおるところでございます。

それでは、歳入予算についてご説明を申し上げますので、95ページをお開きいただきたいと思っております。

第1款 保険料でございますが、1億9,734万9,000円の計上となっております。65歳以上の方、いわゆる第1号被保険者に係ります保険料でございます。

次に、第2款 使用料及び手数料では、保険料の督促手数料といたしまして4,000円の計上をさせていただいております。

次に、96ページの第3款 国庫支出金でございます。2億5,524万5,000円の計上となっております。第1項の国庫負担金といたしまして、介護給付

費10億5,325万9,000円の20%、2億1,065万2,000円の計上となっております。また、第2項の国庫補助金では4,459万3,000円でございます。その内訳でございますが、調整交付金といたしまして3,791万7,000円、事務費交付金といたしまして、667万6,000円の計上となっております。

次に、97ページの第4款 支払基金交付金でございます。介護給付費の33%の3億3,704万3,000円の計上をさせていただいております。40歳から64歳までの方の保険料に係るものでございます。

次に、第5款 県支出金でございますが、介護給付費の12.5%の1億3,165万7,000円の計上をさせていただいております。

次に、98ページの第6款 財産収入でございます。介護保険給付費準備基金利子といたしまして、2万9,000円の計上をさせていただいております。

次に、第7款の寄附金につきましては1,000円の計上となっております。

次に、99ページの第8款 繰入金でございますが、1億8,447万1,000円の計上をさせていただいております。第1項の一般会計からの繰入金といたしましては1億7,537万6,000円でございます。その内訳でございますが、第1目の介護給付費繰入金といたしまして、介護給付費の12.5%の1億3,165万7,000円。第2目のその他一般会計繰入金で、職員給与及び事務費繰入金といたしまして、4,371万4,000円の計上をさせていただいております。第2項 基金繰入金では介護給付費準備基金繰入金といたしまして、909万5,000円の計上をさせていただいております。

次に、100ページの第9款 繰越金では、218万2,000円の計上となっております。

次に、第10款 諸収入でございます。過料、第1号被保険者延滞金等の延滞金加算金及び割引料並びに弁償金等の雑入といたしまして、1万9,000円の計上をさせていただいております。

続きまして、102ページからの歳出でございます。

第1款 総務費、第1項 総務管理費でございますが、3,275万2,000円の計上をさせていただきました。職員4人に係ります人件費に要する経費、国民健康保険団体連合会への負担金、電算のシステム委託料等に係ります経費が主なものとなっております。

す。

次に、103、104ページの第2項 徴収費でございます。165万5,000円の計上をさせていただきます。年金から特別徴収する方への保険料及び仮徴収の通知及び普通徴収の方への納付書等の送付に係ります経費等でございます。

次に、104ページ、105ページの第3項 介護認定審査会費でございます。1,543万8,000円の計上をさせていただいております。要介護認定に係ります主治医意見書の作成手数料、訪問調査に伴います認定調査事務委託料等でございます。

次に、106ページの第4項 趣旨普及費でございます。33万6,000円を計上させていただきます。これは保険料の通知時に介護保険料に関します内容を中心としたパンフレットを配付をさせていただいております。これの作成に係る経費でございます。

次に、第5項 介護保険運営協議会費でございます。22万5,000円の計上をさせていただきます。これは介護保険事業の運営に関します重要な事項として、事業計画の進行管理、特別会計の運営管理等につきまして、ご審議いただくために、介護保険運営協議会を設置をいたしております。その協議会の委員報酬でございます。

次に、107ページ、108ページの第2款 介護給付費、第1項の介護サービス等諸費でございます。10億2,631万5,000円を計上させていただきます。要介護1から要介護5に認定された方への介護サービス等に要します経費の計上となっております。

第1目の居宅介護サービス給付費では3億956万9,000円の計上となっております。訪問介護サービス、通所介護サービス、訪問看護サービス等に係る経費でございます。

続きまして、第2目の特例居宅介護サービス給付費では1,000円の計上でございます。これは居宅介護被保険者が当該要介護認定の効力が生じた日前に緊急、その他やむを得ない理由により、指定居宅サービスを受けた場合におきまして、必要があると認めるとき等に係る経費でございます。

続きまして、第3目の施設介護サービス給付費では、6億8,279万4,000円の計上となっております。これは特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型病床群等に係る経費でございます。

続きまして、第4目の特例施設介護サービス給付費では1,000円の計上ございま

す。これは要介護被保険者が当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由によりまして、指定施設サービス等を受けた場合におきまして、必要があると認めるとき等に要します経費でございます。

続きまして、第5目の居宅介護福祉用具購入給付費では、162万円を計上させていただきました。

続きまして、第6目 居宅介護住宅改修給付費では、673万円の計上をさせていただいております。

同じく第7目の居宅介護サービス計画給付費では2,559万9,000円の計上をさせていただいております。これは介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーによります要介護者、個人個人の状態に応じまして、毎月単位での介護サービス計画の作成に要します経費でございます。

続きまして、第8目の特例居宅介護サービス計画給付費につきましては、1,000万円の計上をさせていただいております。

次に、109、110ページの第2項 支援サービス等諸費でございます。1,947万3,000円を計上させていただきました。各目別の予算計上額につきましては省略をさせていただきますが、要介護認定結果が要支援と認定された方々へのサービス費用に要します所要額を計上させていただいております。

次に、第3項その他諸費でございますが、147万8,000円の計上となっております。これは各介護サービス事業者から請求されます介護報酬につきまして、国保連合会におきまして、支給限度額等の審査及び支払い事務をされることから、これに係ります経費でございます。

次に、111ページの第4項 高額サービス等費でございます。600万円を計上させていただきました。健康保険と同様に一定の基準額以上の利用者の負担につきましては、償還払いでお支払いすることとなりますので、これに係る経費でございます。なお上限額につきましては、生活保護の受給者、住民税世帯非課税で高齢福祉年金の受給者が1万5,000円。世帯全員が住民税非課税の場合は2万4,600円。これら以外の方が3万7,200円となっております。

次に、112ページの第3款 財政安定化基金拠出金、第1項 財政安定化基金拠出金でございます。111万8,000円の計上をさせていただいております。これは県におきまして、各市町村の介護保険特別会計の健全な運営のために、基金が設置をされて

おり、これへの拠出金でございます。なお、県の基金は国、県、市町村それぞれ3分の1の負担により運用され、各市町村におきます拠出金の1年当たりの額は、平成15年度から平成17年度までの3年間の総給付費見込み額から1年当たりの平均給付費見込み額を算出し、これの0.1%で算出したしておるところでございます。

次に、第4款 基金積立金 第1項 基金積立金でございます。221万1,000円を計上させていただきました。これは介護保険の保険給付に関し、保険料等に余剰金が生じた場合に、余剰金を基金に積み立て、次年度以降の保険給付の財源となるものでございます。

次に、113ページの第5款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金でございます。第1号被保険者保険料還付金、償還金及び第1号被保険者還付加算金といたしまして、6,000円を計上させていただいておるところでございます。

次に、114ページの第6款 予備費でございます。100万円を計上させていただいておるところでございます。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町介護保険事業特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審査を賜りまして、原案どおりご承認賜りますよう、お願いを申し上げます。

○森河委員長 介護保険事業特別会計予算についての説明が終わりました。これに対する質疑をお受けいたします。質問のある方はどうぞ。

里川委員さん。

○里川委員 介護保険の方で、予算編成されるに当たりまして、部長の方からもいろいろ数字もおっしゃられてたと思うんですけども、私、ちょっと委員会でも言っていたんですが、今度第5段階の所得基準が変わることによって、第4段階から第5段階へ移られる方が244人いらっしゃるということは聞いておったんです。聞いておった244人、以外とたくさんいらっしゃるなということで、私もそのときびっくりしてたんですが、そこで予算編成に当たりまして、そういった方々にこういうふうに変わるということの周知をきちんとしていただいているのかどうかということと。それと特別徴収の場合は年金からの天引きですから、本人が嫌やどうや言うたかて天引きされますけど、この244人のうち、普通徴収にかかわる方もいらっしゃるんじゃないかなと思うんですが、普通徴収の人であれば、さらに今後払にくい滞納の状況などというようなことが出てくるんじゃないかなという心配もしているところなんですけれども、そのところ

についてどのように対応をされるのかお聞きしときたいと思うんですけど。

○森河委員長 野＝課長。

○野＝福祉課長 里川委員さんご質問されました1点目でございますが、第5段階から第4段階でいかれる方が240人おられる。その中でされる方の周知がされているのかということでございます。周知につきましては保険料が当然変わるわけでございますので、新年度になりますと、5月の広報等に周知等してまいりたいと考えております。それと広報には特集といたしまして、記事も詳しく掲載させていただく予定をしておりますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

それと244人のうちの普通徴収の人が滞納の方でされるような格好で可能性があるんじゃないかと。そういう方に対しての対応はどうかということでございます。特徴であっても普通徴収であっても同じようにやむを得ないのではないかと考えております。滞納につきましても今現在ではそういうことを考えてないということです。

○森河委員長 里川委員さん。

○里川委員 そのこのところをもう少し町民から理解を求めて、そういう徴収についてもきちっとできるようにという心構えを持っていただきたい。特にこういう1号被保険者は年齢的にも65歳以上の方ですので、こういうことへの理解とかがしにくいという状況があるんやということも担当としては理解をして、きちんと説明をして、そして普通徴収であれば、みずから払っていただかんとあかんわけですから、そこに理解をきちんと求めていくという姿勢はぜひとも持つといていただきたいということをお願いしときたいと思っております。

それと、これまで利用料について、ホームヘルプサービスの利用料について、3%に軽減してきましたけれども、15年度に入りまして7月から国の方では6%にするということになっていると思うんです。このことにおきまして、斑鳩町ではこれまで軽減してきたものを今度この予算編成の中で、どういう考え方で利用料軽減についてはされてきたのかということをお聞きしておきたいと思うんですけども。

○森河委員長 野＝課長。

○野＝福祉課長 今、質問者も申されましたように国の基準の3%を6%ということで、当町といたしましても6%で計算させていただいておるところでございます。

○森河委員長 里川委員さん。

○里川委員 国の分はそうなんですけれど、国の枠からふえて奈良県下の市町村は皆こ

れまで軽減してきたわけですね。その部分のところ、町がやってきた部分についても
どういうふうになるのかということもあわせて答えていただきたいと思います。

○森河委員長 暫時休憩します。

(午後 1時19分 休憩)

(午後 1時20分 再開)

○森河委員長 再開します。

野 = 課長。

○野 = 福祉課長 今、里川委員のご質問の3%から6%に変わるということでございますけれども、それにつきましては担当の方をお呼びして正確にご答弁させていただきたい
と思いますので、その質問に対しては後ほどご回答させていただくということでよろしく
お願いいたします。

○森河委員長 里川委員、それでよろしいですか。

○里川委員 はい。

○森河委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、これをもって介護保険事業特別会計予算に対する質疑を終結いた
します。

続いて、議案第22号 平成15年度斑鳩町水道事業会計予算についての審査に入
ります。

理事者の説明を求めます。辻上下水道部長。

○辻上下水道部長 それでは、平成15年度斑鳩町水道事業会計予算について説明をさ
せていただきます。まず議案書の朗読をさせていただきます。

議案第22号 平成15年度斑鳩町水道事業会計予算について

標記について、地方公営企業法第24条第2項の規定により、別紙のとおり提出し、
議会の議決を求めます。

平成15年2月27日

斑鳩町長 小城利重

それでは、まず予算書の1ページをお願いします。

まず、予算書から朗読と若干前年との対比の説明をしながらさせていただきます。

平成15年度斑鳩町水道事業会計予算

(総則) 第1条 平成15年度斑鳩町水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

(業務の予定量) 第2条 業務の予定量は次のとおりです。

1といたしまして、給水戸数では9,787戸、これは前年度に対しまして、69戸の増であります。

2といたしまして、年間給水量では350万立方メートル、前年度に対しまして12万立方メートル、率にして3.3%の減であります。

3といたしまして、1日平均給水量9,563立方メートル、前年度に対しまして、355立方メートルの減であります。

4といたしまして、主要な建設費1億5,482万1,000円、前年度に対しまして6億1,418万3,000円の減で、これは13年、14年の継続事業費でありました第1浄水場整備が完成したことによる減額であります。

次に、(収益的収入及び支出)第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりとする。これはその年の企業経営活動に伴い、発生することが予定されているすべての収益と、それに対応するすべての費用が現金収入のあるなしにかかわらず計上されるもので、その執行結果がそのまま損益計算書にあらわれるものであります。

まず収入で第1款 水道事業収益 8億1,525万8,000円。前年度に対しまして、4,142万円の減額であります。第1項 営業収益7億9,241万1,000円。第2項 営業外収益2,264万7,000円。第3項 特別利益 20万円。

支出、第1款 水道事業費 8億5,387万円で、前年度に比べて3,978万円の減額であります。第1項 営業費用7億4,412万円。第2項 営業外費用9,804万6,000円。第3項 特別損失170万円。第4項 予備費1,000万円。

その結果、営業収支では3,861万2,000円の支出超過となり、消費税を差し引いた実質赤字は3,267万5,000円となり、損益勘定留保資金で補てんしたいと考えておるところでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。(資本的収入額が資本支出額に対し不足する額1億8,800万2,000円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。)これは主として建設改良費に関する資金の収入、支出を定める資金予算でございます。

収入といたしまして第1款 資本的収入6,906万8,000円で、前年度に比べ4億2,813万4,000円の減額でございます。これは第1浄水場整備に伴いまして企業債、

補助金及び出資債の減が主なものでございます。

第1項 補助金 6 2 3 万7,0 0 0 円。

第2項 工事請負費 6,2 8 3 万1,0 0 0 円。

支出、第1款 資本的支出 2 億5,5 0 7 万円で前年度に比べて 5 億9,5 9 1 万7,0 0 0 円の減額であります。第1項 建設改良費 1 億5,4 8 2 万1,0 0 0 円。第2項 企業債償還金 1 億2 2 4 万9,0 0 0 円。

(一次借入金)といたしまして、第5条 一時借入金の限度額は1億円とする。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち、他の経費の金額もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またこれ以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1といたしまして、職員給与費で1億5 2 3 万9,0 0 0 円。交際費で10万円。

(他会計からの補助金)第7条 高料金対策として企業債利息に充てるため、一般会計からこの会計に補助を受ける金額は1,9 0 5 万5,0 0 0 円であります。これは第4次拡張事業までの支払利息の3分の1を一般会計から補てんしていただくものであります。

3ページをお願いいたします。

(たな卸資産の購入限度額)第8条 たな卸資産の購入限度額は500万円とする。

これは計量器、いわゆるメーター及び管材の購入の限度額であります。

(重要な資産の所得及び処分)第9条 重要な資産の所得及び処分は、次のとおりとする。

1、取得する資産、配水設備、配水管整備等、上水設備等、上水場整備等、取水設備、取水井戸整備等。

平成15年2月27日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、20ページの平成15年度斑鳩町水道事業会計予算説明書により、説明をさせていただきます。20ページをお願いいたします。

まず、収益的収入及び支出の収入の部の第1款 水道事業収益、第1項 営業収益では7億9,2 4 1 万1,0 0 0 円で、前年度に比べて2,5 2 0 万5,0 0 0 円の減額であります。

第1目 給水収益であります。いわゆる水道料金収入で7億7,5 5 5 万1,0 0 0 円で前年度に比べて2,4 4 4 万4,0 0 0 円の減収となっております。その内容であります

が、年間総給水量を前年度に比べて先ほど言いました3.3%減の350万立方メートルと見込み、そのうち、自己水122万立方メートルで不足水量を県水に依存することし、県営水量の受水量を228万立方メートルといたしました。その結果、県営水道の依存率は65%であります。また、有収率を前年度と同様の92%とし、年間有収水量を323万立方メートルと見込んでおります。年間総給水量の積算につきましては、その年の気象条件、経済社会活動の変化等に大きく左右され確定しがたいものがありますが、過去の実績、人口の伸び等を勘案しながら、口径別の使用水量実績を分析し、見込んだものであります。長引く不況の影響等で、大口需要家については依然と減少傾向となっております。一方、一般家庭につきましては節水意識等による節水器具の普及、核家族化等により減少傾向が当分続くものと予想しているところであります。

次に、21ページをお願いいたします。

第2目 受託工事収益では前年度に比べ59万5,000円増額の280万円の計上で、主に消火栓設置工事費等であります。

第3目 その他営業収益では、前年度に比べ135万6,000円減額の1,406万円の計上で、公共下水道工事に伴う布設替工事の手数料及び雑収益は減額で、給水装置の新設に伴います給水負担金は増額であります。

第2項の営業外収益では前年度に比べて、1,621万5,000円の減額の2,264万7,000円の計上で、預金利息、事業債の繰上償還等により他会計補助金及び消費税還付金等の減額であります。

次に、第3項 特別利益では20万円の計上であります。

次に、22ページをお願いいたします。

支出の部の第1款 水道事業費用、第1項 営業費用では前年度に比べ、4,915万4,000円減額の7億4,412万4,000円の計上であります。

第1目 原水及び浄水費では前年度に比べ、683万3,000円減の4億4,220万3,000円で、主な内容につきましては第11節の委託料及び23ページの18節の受水費で総給水量の減により、県水からの受水量で前年に対し、5万立方メートル、761万3,000円の減額であります。また、14節の修繕費では最大限自己水を確保するため、昭和61年稼働以来、17年経過している2浄水場の機器類の計画的な整備、更新と第1浄水場活性炭取替、引当金につきましては活性炭ろ過池の活性炭、更新時の一時期の負担を軽減するため、このような措置をとらせていただいております。

います。

次に、第2目の配水及び給水費であります。これは配水及び給水管に係る設備の維持管理に関する経費で、前年度に比べ、430万9,000円減額の7,292万5,000円で、主に9節の委託料で漏水調査を北部系統のみの調査をしたことにより減額であります。また、24ページ12節の修繕費で量水器、いわゆる検針メーターの更新であります。この更新が8年となっており、個数が今年度はこういうことから410万6,000円となっております。

第3目 受託工事費では、288万円の計上で、主に消火栓設置工事費であります。

次に、第4目の総係費でございますが、これは経常的経費で前年度に比べ、145万1,000円の増額の7,854万1,000円で、主に人件費と経常的経費での増額が主なものであります。

25ページ、16節 修繕費では管理棟の補修ということで計上させていただいております。

次に、26ページをお願いいたします。

第5目 減価償却費では4,006万2,000円の減額の1億4,728万6,000円で、これは第1浄水場が完成したことによるものでございます。

2節の無形固定資産につきましては、私有地に埋設している配水管に対し、地上権設定登記したことにより、その費用を減価償却費として処分をするものでございます。

第6目の資産減耗費及び第7目 その他の営業費用は昨年と同様額の計上であります。

第2項の営業外費用であります。前年度に比べ847万5,000円増額の9,804万6,000円で、これも第1浄水場整備によるものであります。

第3項の特別損失では170万円の計上であります。これは平成9年度分の未納料金ということになっております。

第4項 予備費では1,000万円の計上であります。

次に、27ページをお願いします。収入の部であります。第1款 資本的収入の第1項 補助金では前年度に比べ7,405万4,000円減額の6,237万7,000円でございます。石綿セメント管の更新事業に対し、管路近代化推進事業国庫補助金の受入れであります。

工事負担金では、前年度に比べ、4,058万円の減額の6,283万1,000円で、加入分担金では増額であります。工事負担金では公共下水道工事、幹線工事が主になる

ことから配水管の布設工事等による減でございます。

次に、28ページをお願いします。

支出の部であります、第1款 資本的支出の第1項 建設改良費では前年度に比べ6億1,418万3,000円減額の1億5,482万1,000円の計上であります。

第1目の配水設備改良費では、前年度に比べ6,255万1,000円減額の1億2,959万3,000円の計上であります。公共下水道等の公共受託工事、有収率向上、安定給水対策として上水安全対策事業、管路近代化推進事業として、石綿セメント管、老朽管の整備に努めたいと考えております。

第2目の浄水場整備改良費では、前年度に対し、1,260万円減額の315万円の計上であります。

第3目の取水設備費では前年度に対し、2,645万5,000円減額の1,990万円の計上で、できる限り自己水源を確保することから、取水井戸延命化を図るための整備費と現在、使用している取水井戸に対する補償費、これは目安等の補償費ということでございます。

第4目の営業設備費では217万8,000円の計上で、量水器、いわゆる検針メーターの購入費及び車両等備品購入費であります。

第2項 企業債償還金では、前年に対し、1,826万6,000円増額の1億224万9,000円の計上であります。

以上で、平成15年度斑鳩町水道事業会計予算の概要説明とさせていただきますが、冒頭申し上げましたが、長引く不況の影響等で先ほど言いましたが大型需要家が依然と減少しているのと、一般家庭につきましても、節水器具等の普及で減少傾向であります。その中で石綿セメント管更新事業に対する持ち出し費用、今後公共下水道工事等、公共工事の施工に伴う管路のループ化等の単独事業、さらに昭和46年建設以来30年経過している北部配水池、これは現在3配水池ある中でも一番配水利用が大きいことから、耐震の診断等を行いながら、維持管理に努めておりますが、ここ数年の間に整備が必要となってくることから、今後さらに厳しい財政状況に追い込まれることから、今後も議会と相談しながら主な財政運営についてご相談申し上げたいと考えております。

今後も一層の経営の合理化に努め、最小の経費で最大の効果を上げ、安全で安定した水道水の供給に向け、努力してまいり所存でありますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○森河委員長 水道事業会計予算についての説明が終わりました。これに対する質疑をお受けいたします。質疑のある方はどうぞ。

中川委員さん。

○中川委員 斑鳩町全体の戸数で、今1万軒超えてたんじゃないかと思いますが、間違ってますかね。この9,787の給水戸数と誤差があるとすれば、なぜあるのか教えてもらえますか。

○森河委員長 御宮知課長。

○御宮知上水道課長 水道の9,000の戸数でございますが、これについてはマンション、そういった分が1つという勘定でしておりますので、人口の戸数とは違います。

○森河委員長 中川委員。

○中川委員 共同住宅いうんですか、あれは皆各家に1個ずつ条例改正してつけて、違いましたか。

○森河委員長 御宮知課長。

○御宮知上水道課長 以前にマンションで受水槽受けでやっているところは1つのメータで出して、その中に戸数は、それは各設置者の方がメータをつけて、それによって集金されているので、町のあれには入ってこない。

○森河委員長 中川委員。

○中川委員 水道事業費用の22ページの12節 手数料158万円、天日乾燥土砂運搬処理手数料、前にもちょっと言わせてもらったと思いますが、この158万円という処分費ですけど、立米数聞いた記憶には4トン車に1台か2台か、それぐらいの立米数やったと思いましたけど、間違っているかな。これはもうちょっと何かこの予算、ゼロにはならんけど、安く処分する方法があると思いますけど、考えられませんか。

○森河委員長 御宮知課長。

○御宮知上水道課長 汚泥の処分でございますけれども、今、第1についてのやつは数量は出てこない。三井の分の天日乾燥については一応年度、2万6,000円の60トンで金額がつくんです。それが一遍に出るかという年度で出すかという問題も起きるんですけども、一応3基、天日乾燥の施設がありますので、その都度、年度にまたがる可能性もあって、一応は60トンを計上しているわけでございますが、その利用、以前からも議員さんの方でその利用を何か使えないかということをお願いしているんですが、他市町村の聞き取りもし、一応うちの公民館で瀬戸物を焼いている方にもちょっと一遍試

験的に焼いてくださいと言うて持って行った例もあるんです。そしたらやっぱり粘土層が少ない。これやったら土の方が勝つから、これは使用できないですよという指導も仰いでいるんですけど、生駒にしても下段のそういうの出ているわけですが、経費的にはかなりの経費がかかるということも聞いております。

○森河委員長 中川委員。

○中川委員 この前、中西議員も一般質問で大分されたと思いますけど、有機肥料というんですか、桜井の方でされてる。それもあつたし、これはやっぱり一般廃棄物か何かですよ。普通の土砂、残土では処分できませんか。

○森河委員長 御宮知課長。

○御宮知上水道課長 汚泥についてのやつは真っ黒とかいろんな関係、産廃になっております。それは使えるかいうたら、今、出てきているのは雨が降ればどろどろという状態になりますので、埋立には難しい。

○森河委員長 中川委員。

○中川委員 だから普通の残土で残土処分場がありますよね。証明の出る。そういうところにこれを持って行くのが違法になるのかならないのか。

○森河委員長 辻部長。

○辻上下水道部長 これにつきましても、我々いろいろ研究しておりますけども、一応産業廃棄物となるということで、今現在南都興産に処分をお願いしております。このことから今、この再利用につきましては課長言いましたようにいろいろ工夫しています。例えば県営水道につきましては育苗苗にされたりはしてありますが、それ以外には使用されないということで、あと残りについては処分されてるということです。今現在、第1浄水場につきましては、そういう薬品等が入っておりませんので、今現在、業者にその有効利用、どのように薬品が入ってないと。ただの汚泥だということで、その利用方法等、その辺の処分等を現在実験というか、そういうふうなデータをしてください、研究してくださいということで指示しております。何か月かすれば、そういうデータが出てくるというふうに考えております。

○森河委員長 中川委員さん。

○中川委員 だからさっき私聞いているように、一般の処分場へ持っていけば違法と。

○森河委員長 辻部長。

○辻上下水道部長 一般廃棄物ということで、特定の施設を持ってなければいけないと

ということで、他町村についてもそういうことで処理されているというふうに聞いています。我々としては埋め立てに使えるんじゃないかということは研究しますが、それは薬品等によりますので、できないということでございます。

○森河委員長 中川委員。

○中川委員 金額は158万円で、またなるべく予算を少なくいけるように考えていただきたいと思います。

○森河委員長 ほかにございませんか。里川委員さん。

○里川委員 今議会に水道の方も給水条例の方、改正で上がってきたと思うんですが、先ほどの答弁の中で受水槽の問題があったと思うんですが、以前から私、学校なんかもそういうふうになんと持ってて、管理について心配やというようなこともよく今まで言ってきた経過があるんですけども、この10トンの受水槽、水道の方も今後は管理の責任ということを言われていると思うんですけど、そうなってきましたら、斑鳩町には一体どの程度のそういった受水槽を持っているところがあって、15年度の予算の中では、何かそのことで水道の方で影響があるのかということを知りたいと思うんです。

○森河委員長 御宮知課長。

○御宮知上水道課長 今回、10トン以上については以前から郡山保健所の方で管轄されて、10トン以外については、各市町村水道管理者、設置されてる方、双方両方でやっていくという中で、これについては水道として今までは全然そういうふうなかかわりがなかったわけでございますけれども、今回から指導、助言、監督というような立場で設置者に、年に1回検査したり、受水槽の検査をなささいという指導。今現在、斑鳩町には受水槽で50件、そのうち10トン以上は11基あって、39件は今10トン以下の受水槽があります。費用面については、ほとんど町の方もなかって町として台帳つくるのか人件費水道の方で聞きとり調査とかいろんな事を。

○森河委員長 里川委員さん。

○里川委員 わかりました。それはそれでまた努力をお願いしたいと思います。あと先ほど部長の説明の中で、少し聞き取りにくかったんですけど、15年度では漏水調査委託料を300万円にして、何やらの検査だけにして300万円に減額したということなんですけど、ちょっと見てみますと、14年度では945万円の漏水調査費をとっておられたと思うんですけどね。300万円、かなり3分の1以下になっているわけなんで

すけども、これは平成11年ぐらいから漏水の方の検査にかかってくれはった。14年まできて一定の結果が出て、今度15年度はこれぐらいのことでいいかなというふうな判断なのか、その辺ちょっともう少し詳しく教えていただきたいと思うんですが。

○森河委員長 御宮知課長。

○御宮知上水道課長 9節の委託料ですけど、これについては消火栓の点検委託料やとか無線機の委託料、管路修正の委託というのが入っておりますので400。この中で今回漏水調査が以前1,000万円のやつが北部配水池の関係の圧のきついもんだけ47キロだと思います。その分で300万円を漏水調査をやるということになっております。

○森河委員長 辻部長。

○辻上下水道部長 平成10年の決算時に有収率が98を割ったということで、ご指摘を受けまして、その後漏水調査をし、11年に91、12年が92、13年も92だったと思いますが、ある程度一定の水位を保ってきたということで、現在課長が言いましたように、特に北部系統につきましては管の上にありますので、全体圧力が高いということで、漏水の箇所も多いということで、そこを中心に今回やっていこうということで、予算を計上をさせていただいた。全域はしないということで、そこを主にやっていくということで、減額させていただくということで、これにつきましても今後の推移を見ながら十分考えていくことを考えております。

○森河委員長 ほかにございませんか。議長。

○小野議長 さっきちょっと辻部長の説明の中で、聞いたんですが、25ページの16節 管理棟の補修とか言われたと思うんです。ここに付記には公用車修理費等と書いてますので、そしたら管渠の補修は幾らぐらい、このうちの333万円の方から見ておられるのかね。どういう補修を予定しておられるのか、ちょっと教えてくれませんか。

○森河委員長 辻部長。

○辻上下水道部長 管理棟といいますのは、今現在事務所の屋根が陸屋根のところ年数もかなりたってますので、その辺の補修。今年度も若干しますけども、その後来年度にもかけて、今年度予算の限り使わせてもらって、来年度も補修を考えていく。公用車の修理等、これも突発的な事故による公用車の修理を組ませていただきたいということで、ある程度工事やなしに。

○森河委員長 議長。

○小野議長 ということは管理棟の補修が主で、公用車の修理は何かあったときに用意

という感じで、ほとんどこの333万円、3の並びですねんけど、ほとんどがそちらに充てられるということで。今部長の答弁でしたら、来年度も引き続いてというような、16年度ですね。じゃなくて、やっぱり屋根が老朽しとるとかいうんやったら、しっかりとここは予算を幾らぐらいか見積もって計上してくるのが筋やと思うんですが、どうですか、もう一回。

○森河委員長 辻部長。

○辻上下水道部長 公用車の修理で、現在20万円とります。管理棟の屋根等の修理で294万円、あとコピー等のカウンターの使用料113万2,000円を計上させていただきました。屋根につきましては14年、15年度、来年言いましたが、15年度でこれをさせていただくと。それでほとんど終わりということで。

○森河委員長 議長。

○小野議長 それとこの中のあれなんですけど、今回の定期監査結果報告書の中に、監査委員さんはどうでしょうか。問いかけの意見ですよと言いながら一番最後に水道事業における貯蔵品の中に劣化したものが見受けられる。鋳鉄管ですね。これは管理上の問題でなしに、用途を熟慮せずに購入し、長期に保有した点に原因があると言い切っておられるんですよ。たしか私が7年、8年に監査委員させていただいたときも、既にあそこに貯蔵というんですか、何か事業に使うために置いてあって、そのままになってたのかなと今さらながら思うとるんやけどね。本会議の初日に監査委員さんが何か用途、見つかったような意見を言うておられたと思うんですが、具体的にこれを使う場所とか、使える見込みはどんなもんなんですか。

○森河委員長 辻部長。

○辻上下水道部長 今15年度で予算計上させていただいておりますのは、パークウェイのところ300ミリの管を布設していこう。400メートル間をつけていこうということで、今計画をさせていただいております。あと若干残りますけども、かなり腐食してます。その辺は管の状態を見ながら、今後判断していきたい。60何本だけする。あと30何本残りますけれども、それについても今後法隆寺線もありますので、その辺も一応対応していこうと。北部系統の水をちょっと向こうへ第1浄水場の新しい5千のタンクをつくりましたやつの、そのエリアを広くしようという計画で、今現在おります。

○森河委員長 議長。

○小野議長 やっと日のめというんですか、地下にもぐれるようになったんかなと思う

んですが、それでほとんど残っているもの、なくなりますか。

○森河委員長 辻部長。

○辻上下水道部長 今現在、100本がありまして、そのうちの66本がパークウェイの方に15年度の予算計上させていただいた。あと34本についてはその管の状態を見ながら考えていきたいというふうに考えております。

○森河委員長 ほかにありませんね。

ないようですので、これをもって水道事業会計予算に対する質疑は終結をいたします。それでは先ほど里川委員に対する答弁を求めておきます。

中井部長。

○中井住民生活部長 先ほど里川委員さんの方からありましたように、3%から6%への考え方につきまして、課長が申しあげましたように、予算時の段階に予算計上をさせていただいておりますのは3%の分を6%へという形でさせていただいております。国の動きの方につきましても、厚生労働省におきましてもそういう形で予算要求もされているというふうなところでございます。

○森河委員長 里川委員。

○里川委員 ということは、国は限定して3%にしてきたものを町の方は枠を広げてくれてはったわけですね。3%やってたけど、国がことしの7月からそれを6%にすると。そしたら町がこれまでやってたものも6%もするという事なんですが、その中で、今、まさに現状を見て6%に引き上げて利用をしている方の中で、それが大変なご家庭というのも出てくる可能性はどう見込んでおられるかというのを聞いておきたいと思うんですけど。

○森河委員長 中井部長。

○中井住民生活部長 ご指摘をいただいているようなところ、数字的にどういう形であるかというところまで、実情として把握をしておらないということでございますので、申しわけありません。

○森河委員長 里川委員。

○里川委員 担当の方ではそういうことに気をつけていただいて事業を進めていっていただきたい。そういうことで払えなくなって利用できなくなる可能性のある人があるんじゃないとか、そういうことを念頭に入れた上で、15年度の介護保険事業の方を進めていっていただきたいということをお願いしておきます。

○森河委員長 当委員会に付託されました一般会計、各特別会計予算及び水道事業会計予算の審査は終わります。

審査結果について取りまとめをいたしますので、暫時休憩をいたします。

(午後 1時57分 休憩)

(午後 2時20分 再開)

○森河委員長 再開いたします。

議案第16号 平成15年度斑鳩町一般会計予算については、賛否の討論を必要とするとの申し出がありますので、これより討論を行います。

まず、本件を原案どおり可決することに反対の方の意見を求めます。

里川委員。

○里川委員 それでは、平成15年度一般会計予算に対しまして、反対の立場から意見を申し上げます。

小泉構造改革により理不尽な住民への痛み押しつけが弱い立場の人を苦しめていることについて、怒りを覚えているところです。斑鳩町はそういったことに追随する傾向がありまして、私としても地方自治体としての責務を全うしていただき、町民を守っていただきたいということをまず申し上げておきたいと思えます。

それでは、主なものにつきまして述べさせていただきます。

住民基本台帳ネットワークシステムが導入されたときにも反対の立場で意見を述べてきた経過がありますが、15年度では自治体間をつなぐこととなります。全国オンラインで広範なアクセスが可能となりますが、行政の一方的な情報利用になすべがないという住民にとって、大問題という状況です。しかも近い将来このようなICカードの導入があることを認識しながら、磁気カードを導入し、これまではカード1枚で自動交付機が利用できるように検討するよう提案していましたが、それも今の段階ではやれない、やらないとされています。財政難というのであれば、将来を見越して二重投資のような状況にならないよう、今後はすべてにおいて慎重に取り組んでいただきたいと考えます。

また、本年4月から始まります支援費制度については、研究もしていただいた経過が見られ、やむを得ない場合の措置の予算がとられてはいるものの、利用料については負担増となる場合も多く、ケースに応じて軽減する考え方については、しないという姿勢を見せられているということについては納得ができません。今後の利用者の状況を見る中で、実態に見合う事業実施となるよう要請をしておきたいと思えます。

次に、安堵町の小集落地区改良事業は、これまでかなりの金額を投入してきましたが、地対財特法の終結にもかかわらず、まだ続けるという方針が出されていることについて、国庫補助、県費補助が見込めない中で、今後の事業見通しが立っていないということなどについて非常に懸念をしているところです。

また、県補助金にある同和問題活動推進費にあるように、民生費関係では人権の問題は国際的な問題として世界の一員である日本でもきちんと位置づけされるようになったのに、整理されないまま差別事象を1つの方向からとらえるような、特別のような感がある扱い方については、私は疑問を感じるところです。

また、JR法隆寺駅の橋上化につきましては、基本設計に3,300万円計上されていますが、JRの負担がないというふうに聞いています。JRと協議しながら進めるのに意見は出すけれども、お金は出さないというような形は納得ができません。また、北口の無配置時間が長くなっていることに対しましても、住民から不便であることの声聞いていますので、協議の中でも町としての態度をきっちり持って対応していただきたいと思います。

また、公務員改革制度の大綱により、平成18年度をめどに新評価制度導入へと移行することとされたことにより、当町としてもこれらの動向を注視し、人事制度の研究検討を深めるとされていますが、職員組合との協議をしていただけるようお願いをしております。

また、職員のメンタルヘルスについては格段の配慮により、臨床心理士による研修などの工夫をし、現在の病の症状などの認識を持って職員間だけでなく、斑鳩町にも子どもからお年寄りまでこういう状況が起こっていることの認識を持って仕事をする必要があるということを提起しておきたいと思います。

合併問題については、合併特例法から見て、私は入口も出口も合併へとなる法定合併協議会というふうに考えています。ですからこの運営につきましては、協議会の進め方のマニュアルに是非を問う部分がないということで、非常に心配をしているところです。また、県の職員が事務局に入り、マニュアルどおりの進行をすることについて危惧をしています。町長と助役におかれましては、協議会に参画されることは決定しておりますので、このところは特段に留意していただきたいということをお願いしております。

また以前に、一般質問でも取り上げましたアナログからデジタルへの電波の周波数変更による家電リサイクル法との関係については、早くから対策を研究すべきであること

を改めて提案しておきたいと思います。

ごみのステーション化につきまして、住民に対して突然で頭からやれと言われたという印象が強いやり方となったことにつきましては、しっかりと反省をしていただきたいと思っております。町民との協働は町の施政方針にあるはずです。今後、自治会との協議など、行政は積極的に取り組んでいただき、15年度の予算編成を見ても、ステーション化の予算にその方針を見いだせない状況にあったことは残念です。このことだけでなく、すべてにおいて計画的な事業の遂行を強く望んでおきたいと思います。

最後に、町立図書館と学校図書室のネットワークについては、格段の配慮をされ、現在の子どもたちの弱点になりつつある感のある読書の問題については、本腰を入れて取り組んでいただきたいということを申し上げまして、私の反対の意見とさせていただきます。

○森河委員長 次に、本件を原案どおり可決することに賛成の方の意見を求めます。

松田委員さん。

○松田委員 ただいま15年度斑鳩町一般会計予算に反対する立場の意見を聞かせていただきました。反対する人の言い分にも一理あるというふうに思います。全く否定する気持ちはございません。謙虚な態度で拝聴したいと考えています。

それから私は、平成15年度の一般会計予算については賛成する立場を表明したいと思います。

幾つかの件で、さらなる改革・改善を図り、行政の進展が図られることを心から望んでいるものであります。そうした立場に立って、きのう、きょうと真剣に審議に参画をしてみいました。そこでまず、冒頭に申し上げたいのは予算の概要の關係のところに示されておりますように、町が15年度の予算編成に当たる基本的な施政方針が示されております。その中では平成15年度の予算がなお厳しい財政状況のもとで、今後における財政運営も懸念されるところであります。いかなる厳しい状況においても、みずからが財政の健全と行政改革に努め、立ち上がるべき新規事業については、より効果的で即効性が図られる事業選択を行った上、町民憲章に掲げる聖徳太子ゆかりの斑鳩の町に住むことを誇りとした上、和の精神を尊び、明るく豊かな郷土づくりを基本に人にやさしいまちづくりを目指して、次の視点から予算を編成しました。いうことで5つの項目を掲げています。

さらに予算編成に当たってのまちづくり基本的な施策としては、斑鳩町総合計画に掲

げるいわゆる6つの柱を基調にしているということが述べられています。このことについては、私は全く賛成するものでありますし、異存をとらえるつもりはございません。

ただ、ここで意見を申し述べてまいりましたが、1つに歳入についての関係などを見ますと、概要の中でも言うておりますように、いわゆる15年度一般会計予算については依然としても町債依存という形ができてることについては否定できない事実だろうかと、こういうように思います。臨時財政対策債の発行ということが認められているからということで、そこには多くの費用をかけている。このことについては、これは交付をされた金額ではなしに返さなければならない金額のものであるということを念頭に置く。制度がなくなったときにそれを活用することが利口だという考え方というのは、町債の関係のことも言われていますように、後年度に財政負担が必ず生じるんだということを慎重に配慮するという形になってくることについて無反省であってはいけない。無感覚であってはいけない、このように思います。

こうした赤字だから必要性についてはわかりますけれども、中宮寺遺跡史跡用地の購入事業につきましても2億何がしかの町債を充て込んでいます。斑鳩町の15年度予算編成の中での町債発行額の比率は2番目の位置を示しているわけであります。極めて厳しい財政状況の中でなおかつ借金をして、町債を発行しながらでも事業を執行しなければならないという位置づけをしているというふうに思いますが、このことについての具体的な、今なぜということについての説明責任が十分ではないというふうに私は思います。少なくとも今、史跡公園用地として保存のために必要な用地を取得する。しかもそれを3カ年計画でやる。だからその跡地公園についての具体的な計画が続いて示されなければならないと思う。そして全体構想の中で今工事することが必要なんだという考え方を具体的に示すことによって、町民に理解と納得がいくことができるのではないかと、このように私は思います。

ところがそうしたことが示されていませんと、何か計画になってしまって中断されてしまう。用地買収をしたけれども後が続いていかないという空間的な状況が出る場合に、果たして有効な財政運営といえるのかどうかということが問われることになりはしないかという懸念があります。ということを指摘いたしておりますから。私は少なくとも用地取得とあわせて行政側が示すべきは中長期的な計画の展望と、それに伴う財政状況の計画を具体的に示しながら町民の理解と納得の得るよう配慮していくことが、財政運営の上で極めて重要ではないかと、このように指摘をしまして考えているところであります。

す。

さらに歳出の関係につきましては、いわゆる15年度予算の有効、適切な執行を求めるといふ議員の立場から質疑、意見を述べ、さらなる努力が求められているわけであり
ます。

その中で、私はみずからが取り上げた問題といたしましては、総務関係におきましては自治会と行政のあり方について、さらなる町側の積極的な対応を求めました。これは住民との接点にある自治会の理解と協力を得なくしては行政の有効な執行と発展ということ
を望むことは期待できません。そのことを十分に理解をしながら、自治会と行政のあり方を常に認識し、適切な対応を求めていきたいというふうに願っています。

さらには民生の関係でも、先ほど言いましたように、生涯福祉の新規事業化がされることになりました。極めて結構なことだと思いますけれども、この事業はそう簡単な事業ではないというふうに私は思います。極めて幾つかの困難があるでしょう。しかしそれをも克服してやっ
ていこうということでもありますから、相当なご努力が必要であろうと思いますけれども、ぜひともこの事業が成功裏に成果をおさめることができたというように総括ができるように頑張っ
てほしい、このように要望したいと思っています。

さらに施設の有効利用の関係でありますけれども、例えばということで申し上げましたが、総合福祉会館建設に伴って、保健センターと統合するという計画のようでありま
すから、その後における保健センターの利用方法、あるいは学童保育施設が移設してしまつたことに伴う民族資料館の主たる部分の学童保育に使用していた関係での有効利用、さらにはいきいきの里におけるところのゲートボール場が有効に利用されているかどう
か検討し、さらに有効な利用方法がないかどうかどうか検討してもらいたい。あるいは観光会館の利用方法とかいったものを駐車場設置などということが十分考えていくことができないかどうかということなど、さらには風致景観の保持と新設道路の電柱電線の
地上設置をさせているを認めないという強固な町の基本方針などについても、強くいわゆる行政としての機能を発揮してほしいということをお願いいたします。これはあくまでも議会の議員としての立場から当然そういったことが、行政として難しい可能性がある
ことは承知をしていますけれども、やはり真実を我々の願いということを、そこにはい
うことから強調させていただきます。

さらに、そういったこととあわせて今日までいろいろとご努力いただいている関係ではありますけれども、宅地開発指導要綱などに伴います寄附金の取り扱いあるいはいろ

いろ問題になっていることなどを十分に念頭に置きながら、慎重な対応をお願いしておきたい。

さらには行政特区の関係につきまして、斑鳩町が今検討していると言われております小・中学校の一貫教育構想などが検討中であると言われてますが、これらは極めて住民の深い関心事の1つでもあろうと思いますので、できるだけ早い機会にこの構想全体像というものを住民の前に明らかにしてほしいなどとの関係についての意見を幾つか申し上げてまいりました。これらの関係は直ちにできる問題ではありませんが、今後決して欠くことのできない必要な行政課題の幾つかであろうというふうを考えておりますので、そうしたことについて、一連のご努力をお願い申し上げたい、こういうふうをお願いをしたいと思っているところであります。

今、申し上げました幾つかの点につきまして、この場だけでの予算委員会だけでの議論に終わらせることのないように、格段のご努力と事業執行の効率的な運営に精励されますように心から期待を申し上げまして、平成15年度の一般会計予算について、賛成をいたしたい、このように考えております。終わります。

○森河委員長 本件については、賛否両論であります。

よって、これより採決を行います。

本件を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○森河委員長 ありがとうございます。賛成多数であります。

よって、議案第16号 平成15年度斑鳩町一般会計予算については、当委員会として賛成多数により可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 平成15年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、お諮りいたします。

本件については、当委員会として、原案どおり可決するものと決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第17号 平成15年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算については、当委員会として、満場一致で可決するものと決しました。

次に、議案第18号 平成15年度斑鳩町老人保健特別会計予算について、お諮りい

たします。

本件については、当委員会として、原案どおり可決すべきものと決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第18号 平成15年度斑鳩町老人保健特別会計予算については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 平成15年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について、お諮りいたします。

本件については、当委員会として、原案どおり可決すべきものと決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第19号 平成15年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算については、当委員会として、満場一致で可決するものと決しました。

次に、議案第20号 平成15年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について、お諮りいたします。

本件については、当委員会として、原案どおり可決すべきものと決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第20号 平成15年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 平成15年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、お諮りいたします。

本件については、当委員会として、原案どおり可決すべきものと決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第21号 平成15年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算については、

当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号 平成15年度斑鳩町水道事業会計予算について、お諮りいたします。

本件については、当委員会として、原案どおり可決すべきものと決することに、ご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第22号 平成15年度斑鳩町水道事業会計予算については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

以上を持ちまして、本会議から付託を受けました議案の審査はすべて終了いたしました。

なお、本日の審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 ありがとうございます。それでは、そのように取り計らいをいたします。

それでは、閉会に当たりまして、町長のごあいさつをお受けいたします。

小城町長。

○小城町長 委員の皆様方には、2月27日の本会議から付託されました各会計予算につきまして、昨日、本日と2日間にわたりまして、精力的に、また克明にいろいろご審議いただきまして、一重にお礼申し上げます。また、その中で、議案第16号 平成15年度斑鳩町一般会計予算につきましては、原案どおりご承認いただいたわけですが、一番懸案でございました、斑鳩町の一番大きな事業として、ようやく福祉保健センターというんですか、総合福祉会館ということで、用地買収、あるいは基本設計ということで、15年度から入らせていただくことになっております。また、JR法隆寺駅の関係についても、基本設計等について、16年度、17年度に事業に取り組んでまいります。いずれにいたしましても、予算書どおりいきますと、多大な予算が必要なことになると思います。ご指摘のように、午前中あるいは前日に答弁させていただきましたように、できるだけ経費を節約しながら、財源がうまく運用できますように努力してまいります。特に、15年度予算の関係については、予算執行する中で、できるだけ、それらについてはもう一度精査しながら、執行する段階で、いろいろ精査しながら、進め

ていくことも大事だろうと思います。そういった中で、いろいろの関係につきましては、職員等も努力しながら、15年度予算の執行に取り組んでまいりたい。特に一般会計につきましては、厳しい中ではございますけれども、皆さんのおかげで、原案どおり承認いただきました。

議案第17号等の特別会計につきましては、満場一致でご承認いただきまして、感謝を申し上げたいと思います。なお、満場一致ではございましたが、いろいろな意見がございます。それらのご意見について、十二分に取り入れながら、考えて執行していきたいと考えております。2日間にわたりまして、森河委員長をはじめ、浅井副委員長、そして、各委員さんにつきましては、本当に、精力的にがんばっていただき、厚くお礼申し上げます。

○森河委員長 皆さん方には、6日、7日の2日間にわたり、熱心に審査を賜り、どうも、ありがとうございました。これをもちまして予算審査特別委員会を閉会といたします。本当にありがとうございました。

(午後 2時45分 閉会)